

川内原子力発電所  
原子炉施設保安規定変更認可申請について  
「緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更」

(補足説明資料)

2021年7月15日

九州電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容については、商業機密に係る  
事項であるため公開できません。

## (川内原子力発電所 原子炉施設保安規定)

緊急時対策所（指揮所）の設置後、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続工事の開始までに、緊急時対策所の機能を代替緊急時対策所から緊急時対策所（指揮所）に移す必要があるため、以下の申請案件について、保安規定変更認可申請を実施した。（申請実績：2021年6月8日申請）

### 1. 変更の理由

#### （1）緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更

緊急時対策所（指揮所）の設置に伴い関連する条文の変更を行う。

（変更条文）

- ・第12条の2（運転管理業務）
- ・第13条（巡視点検）
- ・第83条（重大事故等対処設備）
- ・第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）
- ・添付2　火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
- ・添付3　重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

以上

## 目 次

### (補足説明資料)

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針
3. 工事計画で抽出された運用内容整理
4. 保安規定第83条における運転上の制限等について
5. 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の考え方について
6. 火山影響等発生時の緊急時対策所の居住性確保について

## 補足説明資料－1

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

## 目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

## 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### (1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

### (2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明 内容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）への記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したこと明確にする。

### 3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	<p>1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるよう定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項については、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	<p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	<p>1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行ふ発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p> <p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p>	第8条	原子炉主任技術者の選任	—
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	<p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p>	第129条 第130条 第129条 第130条 第129条 第130条 第130条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— — — — — — —

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第129条 所員への保安教育 第130条 請負会社従業員への保安教育	— —
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第11条 構成及び定義 第12条 運転員等の確保 第14条 運転管理に関する社内基準の作成 第15条 引継 第16条 原子炉起動前の確認事項 第17条 火災発生時の体制の整備 第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備 第17条の2 火山影響等発生時の体制の整備 第17条の3 その他自然災害発生時の体制の整備 第17条の3 有毒ガス発生時の体制の整備 第17条の4 火山活動のモニタリング等の体制の整備 第17条の5 資機材等の整備	— — — — — — — — — — — — — — — — —
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条 水質管理 第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	— —
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイラанс」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条 停止余裕 第20条 臨界ボロン濃度 第21条 減速材温度係数 第22条 制御棒動作機能 第23条 制御棒の挿入限界 第24条 制御棒位置指示 第25条 炉物理検査一モード1 第26条 炉物理検査一モード2 第27条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能） 第28条 原子炉熱出力 第29条 熱流束熱水路係数（FQ(Z)） 第30条 核的エンタルビ上昇熱水路係数（FN△H） 第31条 軸方向中性子束出力偏差 第32条 1/4炉心出力偏差 第33条 計測及び制御設備 第34条 DNB比 第35条 1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率 第36条 1次冷却系一モード3 第37条 1次冷却系一モード4 第38条 1次冷却系一モード5（1次冷却系満水） 第39条 1次冷却系一モード5（1次冷却系非満水） 第40条 1次冷却系一モード6（キャビティ高水位） 第41条 1次冷却系一モード6（キャビティ低水位） 第42条 加压器 第43条 加压器安全弁 第44条 加压器逃がし弁 第45条 低温過加压防護 第46条 1次冷却材漏えい率 第47条 蒸気発生器細管漏えい監視 第48条 余熱除去系への漏えい監視 第49条 1次冷却材中のよう素131濃度	— —

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
		第 50 条 蓄圧タンク	—
		第 51 条 非常用炉心冷却系 一モード1、2 及び3 —	—
		第 52 条 非常用炉心冷却系 一モード4 —	—
		第 53 条 燃料取替用水タンク	—
		第 54 条 ほう酸注入タンク	—
		第 55 条 原子炉格納容器	—
		第 56 条 原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第 57 条 原子炉格納容器スプレイ系	—
		第 58 条 アニュラス空気浄化系	—
		第 59 条 アニュラス	—
		第 60 条 主蒸気安全弁	—
		第 61 条 主蒸気隔離弁	—
		第 62 条 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	—
		第 63 条 主蒸気逃がし弁	—
		第 64 条 補助給水系	—
		第 65 条 復水タンク	—
		第 66 条 原子炉捕機冷却水系	—
		第 67 条 原子炉捕機冷却海水系	—
		第 68 条 制御用空気系	—
		第 69 条 中央制御室非常用循環系	—
		第 70 条 安全補機室空気浄化系	—
		第 71 条 外部電源	—
		第 72 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3 及び4 —	—
		第 73 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3 及び4以外 —	—
		第 74 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	—
		第 75 条 非常用直流電源 一モード1、2、3 及び4 —	—
		第 76 条 非常用直流電源 一モード5、6 及び照射済燃料移動中 —	—
		第 77 条 所内非常用母線 一モード1、2、3 及び4 —	—
		第 78 条 所内非常用母線 一モード5、6 及び照射済燃料移動中 —	—
		第 79 条 1次冷却材中のほう素濃度 一モード6 —	—
		第 80 条 原子炉キャビティ水位 —燃料移動中 —	—
		第 81 条 原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中 —	—
		第 82 条 使用済燃料ピットの水位 及び水温	—
		第 83 条 重大事故等対処設備	有
		第 83 条の 2 特重施設を構成する設備	—
		第 84 条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第 84 条の 2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
		第 85 条 運転上の制限の確認	—
		第 86 条 運転上の制限を満足しない場合	—
		第 87 条 予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合	有
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。		
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応自安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。		
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。		
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第 88 条 運転上の制限に関する記録	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講すべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第89条 異常時の基本的な対応 第90条 異常時の措置 第91条 異常収束後の措置 添付1 異常時の運転操作基準(第90条関連)	— — — —
実用炉規則第92条第1項第8号 二 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。 2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。 3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。 5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。 6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。 7. 運転期間が1ヶ月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。 8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	第11条の2 原子炉の運転期間 第95条 燃料の取替等 — 【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】	— — —
実用炉規則第92条第1項第8号 ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条 原子力発電安全委員会 第7条 川内原子力発電所安全運営委員会 第103条の2 管理区域の設定・解除 添付4 管理区域図(第103条及び第104条関連)	— — — —
実用炉規則第92条第1項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講すべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講すべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講るべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第104条 管理区域内における区域区分 第105条 管理区域内における特別措置 第106条 管理区域への出入管理 第106条 管理区域への出入管理 第107条 管理区域出入者の遵守事項 第114条 管理区域外等への搬出及び運搬 第115条 発電所外への運搬 第108条 保全区域 添付5 保全区域図(第108条関連) 第109条 周辺監視区域 第116条 請負会社の放射線防護 第117条 頻度の定義 第99条 放射性液体廃棄物の管理 第100条 放射性気体廃棄物の管理	— —
実用炉規則第92条第1項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	—	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものとの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条	放出管理用計測器の管理	—
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受けける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 國際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受けける線量を管理することが定められていること。 3. 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（新燃料・使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関わるもの除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7. 原子炉等規制法第61条の第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第110条	線量の評価	—
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）（平成20・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】	—
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	—	【N R規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】	—
	第103条の2	管理区域の設定・解除	—	
	第104条	管理区域内における区域区分	—	
	第107条	管理区域出入者の遵守事項	—	
	第111条	床・壁等の除染	—	
	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	
	第101条	放出管理用計測器の管理	—	
	第113条	放射線計測器類の管理	—	
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	第101条	放出管理用計測器の管理	—	
	第113条	放射線計測器類の管理	—	
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	第92条	新燃料の運搬	—	
	第93条	新燃料の貯蔵	—	
	第96条	使用済燃料の貯蔵	—	
	第97条	使用済燃料の運搬	—	
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	第92条	新燃料の運搬	—	
	第97条	使用済燃料の運搬	—	
	第95条	燃料の取替等	—	
	第98条の2	放射性固体廃棄物の管理	—	
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—	
	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—	
	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>			—
	<p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>			—
<p>実用炉規則第92条第1項第15号 【非常に場合に講ずべき処置】</p>	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1)緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2)緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3)実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>			—
	<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>			—
<p>実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】</p>	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>			—

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消防活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>（2）（1）に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に係る手順を定めること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	第 17 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 6	重大事故等発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 7	大規模損壊発生時の体制の整備	—
		添付 2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有
		添付 3	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に關し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 131 条	記録	—
	2. 実用炉規則第 6.7 条に定める記録について、その記録の管理に關すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 131 条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 132 条	報告	—
	4. 特に、実用炉規則第 1.3.4 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に關する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 9 条	原子炉主任技術者の職務等	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 132 条	報告	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1.9.1.2.2.5.7 号-7（令和元年 1 月 25 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第 118 条	施設管理計画	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に關することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 8.2 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化	第 118 条の 6	原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価及び長期施設管理方針	—

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。		
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第 118 条の 6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関する変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	添付 6	長期施設管理方針（第 118 条の 6 関連）
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	—	【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	添付 6	長期施設管理方針（第 118 条の 6 関連）
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 118 条の 4 第 118 条の 5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施
	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共に、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 94 条	燃料の検査
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 118 条	施設管理計画
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質保証計画
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 3 条	品質保証計画
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 1 条	目的
		第 1 条	目的

#### 4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(保安規定) 第92条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとす る工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	八 原子炉施設の運転に関することとあって、次に掲げるもののイ発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 口 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十五号に掲げるものを除く。)。 ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。	実用炉規則第92条第1項第8号イから今まで発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等			
	5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	1 水災		
		防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長(当直課長を除く。)は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行つたために必要な体制及び手順の整備を実施する。			
			<中 略>	1.5 手順書の整備	
			<中 略>	(2) 各課長(当直課長を除く。)は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	
			<中 略>	サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパーの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。	
				防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止にて、換気空調系の停止をばい煙の侵入の防止を実施する。	・火災防護計画(基準)(既存) ・教育訓練基準(既存)

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
		シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバの 閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補 機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有 毒ガスの侵入の防止を実施する。 <b>防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止 による緊急時対策所（指揮所）内への有毒ガスの侵 入の防止を実施する。</b>	・有毒ガスの侵入防止策と して、換気空調系の停止 を新規に記載する。	・有毒ガスの侵入防止策として、換気空 調系の停止について定める。（新規記 載）
		<以下、省略>		
3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時ににおける原 子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備とし て、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長 の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、 計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時ににおける原 子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制 及び手順の整備を実施する。				
		<中 路>		
3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び 降雪発生時における原子炉施設の保全のための活 動を行うために必要な体制の整備として、以下の 活動を実施することを規定文書に定める。				
		<中 路>		
イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フイ ルタ等の差圧監視、外気取入ダンバの閉止、換気空 調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室 の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の 侵入防止を実施する。				
		<中 路>		
キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時ににおいて、 必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部と しての機能を維持するため、換気空調系の停止及び 居住性確保に必要な扉の開放を確認することによ り緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。換 気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を 監視する。				
		<以下、省略>		

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定				該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	補足説明資料-4 参照	社内規定文書	
7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関する実用規則	表 83-19 緊急時対策所 (緊急時対策所 (指揮所))	・補足説明資料-4 参照	・非常事態対策基準(既存) ・保修基準(既存)	・新たな設備を追加する。(新規記載)		
83-19-1 代替電源設備からの給電			・放射線管理基準(既存)			
(1) 運転上の制限						
項目	運転上の制限					
緊急時対策所用発電機車	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 ※方動作可能であること	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 ※方動作可能であること				
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	(2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	(2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ				
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	1台が動作可能であること	1台が動作可能であること				
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□	(3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□ ※2 以降あること	※2 以降あること				
適用モード	設備	所要数				
モード1、2、3、 4、5、6及び使用済燃料ヒット	緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用 給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用 燃料油貯蔵タンク	1台×2 <sup>※3</sup> 1台 <sup>※3</sup> 1台 <sup>※3</sup>				
※1 : 電源系には、緊急時対策所用発電機車2台が健全であることを含む。						
※2 : 緊急時対策所用発電機車が運転中にび運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。						
※3 : 緊急時対策所 (指揮所) 当たりの合計所要数						
(2) 確認事項						
項目	確認事項	頻度	担当			
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、通常非正常なことを確認する。	1年に1回	防災課長			
	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長			
緊急時対策所用発電機車用給油ホース	可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長			
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	ボンプを起動し、動作可能であることを確認する。油量を確認する。	3か月に1回	防災課長			
(3) 要求される措置						
適用モード	条件	要求される措置	完了時間			
モード1、2、3及び4	A. 動作可能 能な緊急時 対策所用発 電機車が2 台未満であ る場合	A.1 防災課長は緊急時 対策所用発電機車2台を 動作可能な状態に復旧 する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 任技術者の確認を得て 実施する。	30日			
B. 動作可能 能な緊急時 対策所用発 電機車が1 台未満であ る場合	B.1 防災課長は、緊急時 対策所用発電機車1台を 動作可能な状態に復旧 する。	10日				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定				該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書		
		る場合 B.2 防災課長は、代替措置 任技術者の確認を得て 実施する。	10 日			
C. 緊急時 対策所用送 電機車用給 油ポンプが 動作不能で ある場合 <sup>※3</sup>	C.1 防災課長は、緊急時 対策所用送電機車用給油 ポンプを動作可能な状 態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置 任技術者の確認を得て 実施する。	10 日 10 日				
D. 条件A、 B又はCの 指標を完了す る時間内に達 成できない 場合	D.1 当直課長は、モード3 にする。 D.2 当直課長は、モード5 にする。	12 時間 56 時間				
モード 5、6及 び使用済 燃料料ヒッ トに燃料科 体を防護 している 期間	A.1 駆除可 能な緊急時 対策所用送 電機車用給 油ポンプが2 台未満であ る場合  B.1 緊急時 対策所用送 電機車用給 油ポンプが 動作不能で ある場合 <sup>※3</sup>	速やかに 動作可能な状態に復旧 する指置を開始する。 及び A.2 防災課長は、代替措置 任技術者の確認を得て 実施する指置を開始す る。  B.2 防災課長は、緊急時 対策所用送電機車用給油 ポンプを動作可能な状 態に復旧する。 及び B.3 防災課長は、代替措置 任技術者の確認を得て 実施する指置を開始す る。	速やかに 動作可能な状態に復旧 する指置を開始す る。			

※4：代替品の補充等  
※5：緊急時対策所用送電機車用燃料貯蔵タンクの油量が制限値を  
満足していない場合を含む。

### 83-19-2 居住性の確保

#### (1) 運転上の制限

項目	運転上の制限	(1)緊急時対策所非常用空気淨化系1系統 <sup>※1</sup> (2)緊急時対策所加压設備 <sup>※2</sup> が使用可能で あること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所 要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エアモニタの所要数が 動作可能であること			
適用モード	設 備	所要数			
モード1、2、3、 4、5、6及び処用 清燃料ビットに燃料 体を防護している期 間	緊急時対策所非常用空気淨 化ファン 緊急時対策所加压設備 化フィルタユニット 空気ボンベ(緊急時対策所 用)	1台 <sup>※3</sup> ----- 1基 <sup>※3</sup> 1,400本以 上 <sup>※3</sup>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
			<p>酸素濃度計 二極化炭素濃度計 緊急時対策所エリヤモニタ 可搬型エリヤモニタ (加圧判定) ※4 断用)</p>	<p>2個<sup>※3</sup></p> <p>2個<sup>※3</sup></p> <p>2個<sup>※3</sup></p> <p>※4</p>		
		<p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気淨化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット1基</p> <p>※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ボンベ(緊急時対策所用)1,400本以上</p> <p>※3：緊急時対策所(指揮部)当たりの合計所要数</p> <p>※4：(83-18-1 緊急時対策所(指揮部)における運転上の制限を定める。</p>				

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
緊急時対策所 非常用空気淨化系	緊急時対策所非常用空気淨化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	1か月に1回	防災課長
緊急時対策所非常用 空気淨化フィルタユニット	緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットのよう素除去効率(総合除去効率)が99.75% (有機よう素)以上であることを確認する。	1年に1回	保修課長
緊急時対策所 加圧設備	緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
酸素濃度計	酸素濃度計が運用可能なことを確認する。	3か月に1回	防災課長
二極化炭素濃度計 度計	二極化炭素濃度計が運用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
緊急時対策所 エリヤモニタ	緊急時対策所エリヤモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エリヤモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	安全管理課 長
		3か月に1回	安全管理課 長

(3) 要求される措置

適用条件	件	要求される措置	完了時間
モード	A. 緊急時対策所エリヤモニタが所要数を満足しない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態にする措置を開始する。 A.2 安全管理課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
1、2、3及び4			速やかに

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
原子炉施設保安規定	B. 緊急時対策 所非常用排气 淨化系の全て が動作不可能で ある場合	B. 1 防災課長は、当該系統 を動作可能な状態に復 旧する。 又は B. 2 防災課長は、代替措置 ※ <sup>*</sup> を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する。	10 日		
	C. 緊急時対策 所加压設備が 所要数を満足 していない場 合	C. 1 防災課長は、当該設備 を使用可能な状態に復 旧する。 又は C. 2 防災課長は、代替措置 ※ <sup>*</sup> を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する。	10 日		
	D. 使用可能な 液体濃度計又 は二酸化炭素 濃度計が所要 数を満足して いない場合	D. 1 防災課長は、当該設備 を使用可能な状態に復 旧する。 又は D. 2 防災課長は、代替措置 ※ <sup>*</sup> を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する。	10 日		
	E. 条件B. C 又はDの措置 を完了時間内 に遅延できな い場合	E. 1 当直課長は、モード3 にする。 及び E. 2 当直課長は、モード5 にする。	12 時間		
	A. 緊急時対策 所エリヤチニ ダが所要数を 満足していない 場合	A. 1 安全管理課長は、当該 設備を動作可能な状態 に復旧する指揮を開始 する。 及び A. 2 安全管理課長は、代替 措置※ <sup>*</sup> を検討し、原子 炉主任技術者の確認を得て 実施する指揮を開始す る。	56 時間		
	B. 緊急時対策 所非常用排气 淨化系の全て が動作不可能で ある場合	B. 1 防災課長は、当該系統 を動作可能な状態に復 旧する指揮を開始す る。 及び B. 2 防災課長は、代替措置 ※ <sup>*</sup> を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する指揮を開始す る。	速やかに		
	C. 緊急時対策 所加压設備が 所要数を満足 していない場 合	C. 1 防災課長は、当該設備 を使用可能な状態に復 旧する指揮を開始す る。 及び C. 2 防災課長は、代替措置 ※ <sup>*</sup> を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する指揮を開始す る。	速やかに		
	D. 使用可能な 液体濃度計又 は二酸化炭素 濃度計が所要 数を満足して いない場合	D. 1 防災課長は、当該設備 を使用可能な状態に復 旧する指揮を開始す る。 及び D. 2 防災課長は、代替措置 ※ <sup>*</sup> を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する指揮を開始す る。	速やかに		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 実施する指摘を開始する。	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
※5：代替品の補充等	表 83-20 通信連絡を行うために必要な設備 実施する指摘を開始する。	・補足説明資料-4 参照	・非常事態対策基準(既存) ・非常事態対策要領(既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限度され、原則として AOT 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価 (PRA : Probabilistic Risk Assessment) 等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 87 条 表 87-1 へ以下の設備を追記する。 第 83 条(83-19-1) ・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	・補足説明資料-5 参照	・技術基準(既存)	・新たな設備を追加する。(新規記載)
十六. 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。	実用規則第92条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし 基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に沿って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 可燃物の管理、消防更員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス漏れ及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 〔実用規則第92条第1項第8号イからハまで〕 [物理]	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
ハ 重大事故等発生時の対策に関する実用規則	<p>の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時ににおける特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 路&gt;</p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>&lt;中 路&gt;</p> <p>(ア) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>&lt;中 路&gt;</p> <p>c 安全管理班は、捲取り所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）におけるチエンジニアリングエリア設置を行う。</p> <p>&lt;中 路&gt;</p> <p>(ア) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p>b 中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行ふ。</p> <p>&lt;中 路&gt;</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・放射線管理基準（既存）</p> <p>・放射線管理要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(ア) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム(SPIPS) 及び SPIPS データ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための総合原子力防災ネットワークに接続する通信設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた緊急時対策所(指揮所)及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所(指揮所)及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等</p> <p>(イ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるよう衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報を提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間ににおいて、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム(SPIPS)等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」の変更内容については、「上流文書 設置変更許可申請書」から保安規定への記載方針にて整理</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大型発電用原子炉施設の大規模な損傷(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時ににおける炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策</p>	<p>・補足説明資料-2 参照</p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>ア 対応器具確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</p> <p>以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力</p>	

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
		防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。		
	⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時に特定重大事故等対応施設を用いた対応に関すること。	<中 略>		
	(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。 イ 重大事故等発生時	(i) ブルーム放出時及びフィルタベント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所(指揮所)にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。		
	① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対応することを妨げること。	<中 略>		
	2.2 手順書の整備			
		<中 略>		
		(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮		
		<中 略>		
		ウ 防災課長及び登録課長は、中央制御室及び緊急時対策所(指揮所)が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるよう、情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。		
		<中 略>		
		(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作		
		<中 略>		
		ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー		
		<中 略>		
		(i) 緩和操作を選択するための判断フロー		
		<中 略>		
		中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに実施する。		
		<中 略>		
		(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時ににおける発電用原子炉施設の要員が施設の発生時における活動を行う要員に対する教育及び訓練には、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対応施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。		
		<中 略>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	<p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるとときは、組織内規程額にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>に選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>				

## 補足説明資料－2

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

## 目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

## 1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（D B、技術的能力）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### （1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

#### 2. 2. 1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

### （2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。

また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付 2 及び添付 3 に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。</li> <li>○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確化する。</li> <li>○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー</b>」により、設置変更許可申請書において既許可より変更された箇所を明確にする。</li> </ul>
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。</li> <li>○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー</b>」により、設置変更許可申請書において既許可より変更された箇所を明確にする。</li> </ul>
保安規定に記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</li> <li>○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー（赤字）</b>」により、変更予定の箇所を明確にする。</li> </ul>
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</li> </ul>
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する社内規定文書（二次文書）を記載する。</li> <li>○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。</li> <li>○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。</li> </ul>
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。</li> <li>○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。</li> </ul>

### 3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

#### ○ 川内保安規定

上流文書（設置変更許可申請書）		
(1)	—	本文 + 添付書類 八
	①	1. 1. 8 重大事故等対処設備に関する基本方針
	②	8. 1 放射線管理設備
	③	8. 2 換気設備
	④	10. 10 緊急時対策所
	⑤	10. 13 通信連絡設備
(2)	—	本文 十号 + 添付書類 十
	①	5. 1 重大事故等対策
	②	5. 2. 1 可搬型設備等による対応
	③	追補 1. 14 電源の確保に関する手順等
	④	追補 1. 17 監視測定等に関する手順等
	⑤	追補 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
	⑥	追補 1. 19 通信連絡に関する手順等

上記のほか、設置変更許可申請書の変更があった以下の事項については、内容に運用に関する記載がない、また、変更内容が設備名称の変更であり運用変更を伴うものではないことから、対象としていない。

上流文書（設置変更許可申請書）		
(1)	—	本文 + 添付書類 八
	①	1. 4 耐震設計
	②	1. 5 耐津波設計 (10. 7 含む)
	③	1. 6 火災防護に関する基本方針 (1. 10、10. 5 含む)
	④	2. 5 建屋及び構造物
	⑤	6. 4 計装設備（重大事故等対処設備）
	⑥	8. 3 遮へい設備
(2)	—	本文 十号 + 添付書類 十
	①	5. 2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備
	②	追補 1. 15 事故時の計装に関する手順等
	③	追補 2. 4 フィルタベント

## 【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書
b、重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行つたために必要な設備は、a、設計基準対象施設に記載） (c) 重大事故等対処設備	1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針 発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ビット内の燃料体及び運転停止中における発電用原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するため、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するためには必要な措置を講じた設計とする。 重大事故等対処設備については、種別として重大事故等対処設備のうち常設のものと重大事故等対処設備のうち可搬型のものがあるが、以下のとおり分類する。	設置変更許可申請書の変更内容に適用 に関する記載無し	記載の考え方	該当規定文書
	1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (中略)	(c-1-3) 共用の禁止 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 (中略)	(3) 共用の禁止 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 (中略)	緊急時対策所（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」という。）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一の指揮命令を用いる必要がある。緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所（指揮所）、緊急時対策所（非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所非燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用燃料油ボンブ、緊急時運転ハーメータ用発電機車用給油ボンブ、緊急時運転ハーメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータシステム（SPDS）、SPDSデータ表が装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れるから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントハーメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。

## 【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】	R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】		
		原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 記載内容の概要	該当規定文書 社内規定文書
緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所を避へい緊急時対策所（緊急時対策棟内）、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所常用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ホンプ、緊急時対策所バーメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。これにより、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理体制（事故処置を含む）を行うことで、安全性の向上が図られるところから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行いう必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所を避へい緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行いう必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所を避へい緊急時対策所（緊急時対策棟内）、「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」、「緊急時対策所非常用空気淨化ファン」、「緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット」、「緊急時対策所常用空気淨化フィルタユニット」、「緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク」、「緊急時対策所用発電機車用給油ホンプ」、「緊急時対策所バーメータ伝送システム（SPDS）」、「SPDSデータ表示装置」及び「通信連絡設備」を設置する。これにより、「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」の通信連絡設備を設置する。これにより、「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。	各設備は、共用化により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントバルメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。	緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）を除く通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することと、運転員の対応状況等を共有・考慮しながら、総合的な管理体制（事故処置を含む）を行うことができ、安全性の向上が図れることが、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。	
各設備は、共用化により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントバルメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。	緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）を除く通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することと、運転員の対応状況等を共有・考慮しながら、総合的な管理体制（事故処置を含む）を行うことができ、安全性の向上が図れることが、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。	（中略）	1.1.8.3 環境条件等	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の適用条件において、その機能が有効に發揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が

## 【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
とするとともに、操作が可能な設計とする。 (中略)	可能な設計とする。 (中略)	中央制御室内、原子炉補助建屋内、燃料取扱建屋内、緊急時対策棟（指揮所）内及び緊急時対策棟内の重大事故等対処設備は、重大事故等時ににおけるその場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固結の措置をとる。このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔壁失敗時又は使用燃料ビットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。併せて、使用済燃料ビット状態監視カメラ及び使用済燃料ビット周辺線量率は、使用済燃料ビットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。	記載すべき内容 （規定済）	・必要な保有数は83条にて整理 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） （新規設備を追加する。）
とするとともに、操作が可能な設計とする。 (中略)	可能な設計とする。 (中略)	(18) 緊急時対策所（重大事故等時） a. 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対応するためには必要な指示を行いうる要員がどこどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とすることとともに、重大事故等に応じるために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信路を整備する必要のある場所と通信路を行なうために必要な設備を設置又は保管する設計とする。 また、緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等に対応するために必要な数の要員を収容できる設計とする。 緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所（平成26年9月10日付け原規規範第1409102号をもって許可されたもの。以下同じ。）から緊急時対策棟（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。 代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時	記載すべき内容 （規定済）	・必要な重大事故対処設備を設置保管することについて記載。 （新規設備を追加する。）

## 【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	該当規定文書
設置変更許可申請書【本文】	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	<p>R02. 01. 29 許可</p> <p>対策所（指揮所）に移行する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含み、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p> <p>b. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行うよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握できる設備及び送電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するためには必要な要員を収容できる設備とする。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
(z) 監視設備 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時ににおいて、当該送電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」という。）又は緊急時対策室に表示する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」という。）に表示できる設備（安全施設に係るものに限る。）を設ける設計とする。	8.1 放射線管理設備(2) 8.1.1 通常運転時等 8.1.1.2 設計方針 放射線被ばくは、実用可能な限り低くすることとし、次の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。  (中略)	設置変更許可申請書の変更内容に運用に関する記載無し (1/7, 2/7)		
(4) 中央制御室に必要な情報及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に必要な情報の通報が可能である設計とする。	(8) モニタリングステーション及びモニタリングボストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングボストは、モニタリングボスト及びモニタリングボスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の停電時の停電時間の短時間の停電時停電を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングボストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は、有線及び無線（一部衛星回線を含む。）により、多様性を有し、指揮所は中央制御室で監視及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングボストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。  (中略)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	
チ、放射線管理施設の構造及び設備 (1) 屋内管用の主要な設備の種類 (i) 放射線監視設備	(中略)	エリアモニタリング設備及びプロセスモニタリング設備についてでは、設計基準事故時における迅速な対応のためには必要な情報を中央制御室に表示及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に表示できる設計とする。	8.1.1.3 主要設備 8.1.1.3.2 放射線監視設備  (中略)	(3) 屋外管理用モニタリング設備（1号及び2号炉共用） a. 固定モニタリング設備 発電所敷地境界付近の空閑放射線量率を連続的に測定するため、シンチャレーション検出器等を備えたモニタリングステーション及びモニタリングボストを設けるほか、発電所敷地境界付

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要	
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	近及びその周辺に空間積算線量を測定するため、蛍光ガラス線量計を備えたモニタリングポイントを設ける。  モニタリングステーション及びモニタリングボストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングボストは、モニタリングボスト専用の無停電电源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングボストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は、有線及び無線（一部衛星回線を含む）により、多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングボストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室内に警報を発信する設計とする。  (中略)	8.1.2 重大事故等時 8.1.2.1 概 要	緊急時対策所（指揮所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。	第 83 条にて整理  （中略）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映  （中略）
（中略）	（中略）	さらには緊急時対策所（指揮所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。	（中略）	「可搬型重大事故等対処設備」 代替緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廢止する。 緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において使用する。 使用済燃料ヒット周辺線量率（1 号及び 2	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・放射線管理基準 （既存） ・放射線管理要領 （既存）	
（中略）	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
号炉共用)	個数	R02. 01. 29 許可	4 (予備2)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
緊急時対策所エリアモニタ 号炉共用)	個数	(1号及び2号 予備1)	(予備1)				
(中略)							
(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常が過渡変化時及び設計基準事故時に、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、排気モニタ、排水モニタ、気象観測設備、固定モニタリング設備、モニタリングカーラー、環境試料の分析装置及び放射能測定装置を設ける。	排気モニタ、排水モニタ並びに固定モニタリング設備のうちモニタリングステーション及びモニタリングボストに於ける迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策機内)に表示できる設計とする。	モニタリングステーション及びモニタリングボストは、非常用所内電源に接続し、復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらにもニタリングボストは、モニタリングステーション及びモニタリングボスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングボストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングボストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	8.1.2.2 設計方針 重大事故等対策設備(放射線量の測定)として、モニタリングステーション及びモニタリングボストを用いる。モニタリングボストが発生した場合に、発電所敷地境界付近の放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定めた事象の判断に必要な十分な台数を設置する。	モニタリングステーション及びモニタリングボストについては、重大事故等対策設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、代替測定装置を有する設計とする。	モニタリングステーション及びモニタリングボストは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時ににおいても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。	モニタリングボストが機能喪失した場合を代替する重大事故等対策設備(放射線量の測定)として、モニタリングボストを用いる。	モニタリングボストは、重大事故等が発生した場合には、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及びその測定結果を記録できる設計とし、モニタリングボストを用いて空冷式発電機(10.2 代替電源設備)大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備)に記載する。
(中略)							
(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常が過渡変化時及び設計基準事故時に、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、排気モニタ、排水モニタ、気象観測設備、固定モニタリング設備、モニタリングカーラー、環境試料の分析装置及び放射能測定装置を設ける。	排気モニタ、排水モニタ並びに固定モニタリング設備のうちモニタリングステーション及びモニタリングボストに於ける迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策機内)に表示できる設計とする。	モニタリングボストは、モニタリングボスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングボストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングボストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	8.1.2.2 設計方針 重大事故等対策設備(放射線量の測定)として、モニタリングボストを用いる。モニタリングボストが機能喪失した場合に、モニタリングボストを用いて空冷式発電機(10.2 代替電源設備)に記載する。	モニタリングボストは、重大事故等が発生した場合には、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及びその測定結果を記録できる設計とし、モニタリングボストを代替し得る上	モニタリングボストは、重大事故等が発生した場合には、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及びその測定結果を記録できる設計とし、モニタリングボストを代替し得る上	モニタリングボストは、重大事故等が発生した場合には、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及びその測定結果を記録できる設計とし、モニタリングボストを代替し得る上	第83条にて整理済

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
部分個数を保管する。可搬型モニタリングボストの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機器）で監視できる設計とする。	可代替し得る部分個数を保管する。可搬型モニタリングボストの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機器）で監視できる設計とする。可搬型モニタリングボストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。可搬型モニタリングボストの電源は、充電池を使用する設計とする。  具体的な設備は以下のとおりとする。  ・可搬型モニタリングボスト（1号及び2号炉共用）	重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、重大多事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放射性物質が放出される場合の放射線量を監視するため、可搬型エリニアモニタを使用する。  可搬型エリニアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側や緊急時対策所側等に発電用原子炉施設から放たれる放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリニアモニタの指示値は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機器）で監視できる設計とする。  具体的な設備は以下のとおりとする。  ・可搬型エリニアモニタ（1号及び2号炉共用モニタリングカバーのダスト・よう素サンプラー）のダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置を使用する。	放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、モニタリングカバーの測定機能を代替し得る部分個数を保管する。放射能測定装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。	第83条にて整理済
重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型エリニアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視できる。可搬型エリニアモニタの指示値は、無線により伝送し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリニアモニタの指示値は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機器）で監視できる設計とする。	モニタリングカバーのダスト・よう素サンプラー又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、モニタリングカバーの測定機能を代替し得る部分個数を保管する。	具体的な設備は以下のとおりとする。  ・放射能測定装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。	重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射	（4/7）

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
び放射線量(測定)として、放射能測定装置及び電離線サーべイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において放射性物質の濃度(空気中、水中、土壤中)及び放射線量を測定する。並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。	線量の測定)として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壤中)及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
・可搬型気象観測装置（1号及び2号炉共用） ・可搬型モニタリングボスト、可搬型エリアモニタ及び可搬型気象観測装置の指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。 使用済燃料ビット周辺線量率は、使用済燃料ビット周辺線量率について、使用済燃料ビットに係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。使用済燃料ビット周辺線量率は、あらかじめ複数の設置場所での線量率の相間（減衰率）関係の評価及び各設置場所での関係を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ビット周辺線量率を推定できる。 使用済燃料ビット周辺線量率は、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 使用済燃料ビット周辺線量率は、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。	・使用済燃料ビット周辺線量率 及び格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ） 及び格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ） は、原子炉格納容器内の放射線量率を想定される重大事故等に計測又は監視及び記録ができる設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ） 及び格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ） は、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ） 緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指揮所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定できる設計とする。 緊急時対策所エリアモニタの多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については、10.10 緊急時対策所にて記載する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

8.1.2.2.1 多様性、位置的分散  
基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に述べる。  
モニタリングステーション及びモニタリングボストは、設計基準事故応設備としての電源に対して多様性を持つ代替電源から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
(10.2 代替電源設備) にて記載する。	(10.2 代替電源設備) にて記載する。  放射線量の測定における大容量空冷式発電機を使用した代替電源は、使用済燃料ビット周辺線量計及び格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)、モニタリングステーション及びモニタリングボストに給電でき、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。  格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそそれがないよう、主にパラメータ及び代替パラメータに対して可能な限り多様性を考慮した設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)の計測における蓄電池（重大事故等対処用）を使用した代替電源は、独立した電路により重大事故等対処設備に給電できることで、常設直流電源系統に対して多様性を持つ設計とする。蓄電池（重大事故等対処用）は、原子炉補助建屋内の常設直流電源系統と異なる区画に設置することで、位置分散を図る設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)の計測における直流電源用発電機及び可搬型直流水素換器を使用した代替電源は、駆動源をディーゼル駆動とすることで、常設直流電源系統及び蓄電池（重大事故等対処用）を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。直流水素用発電機は、屋外に保管し、可搬型直流水素換器は、原子炉補助建屋内の常設直流電源系統及び蓄電池（重大事故等対処用）と異なる区画に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 代替電源設備の多様性、位置的分散については(10.2代替電源設備) に記載する。 可搬型気象観測装置は、モニタリングステーション、モニタリングボスト、モニタリングカーテー及び気象観測設備と異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策棟（指揮所）内又は緊急時対策棟内に保管することと、同時に機能喪失しない設計とする。 (以下、省略)	第83条にて整理済	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・気象観測装置関連 ・業務要領（既存） ・放拠線管理基準（既存） ・放拠線管理要領（既存）	

## 【8.2 換気設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
チ. 放射線管理施設の構造及び設備 (iv) 換気設備 通常運転時、設計基準事故時及び重大事故時に、 に脊電所從業員に希釈空気を送るとともに、 空気中の放射性物質の除去を低減及び中央制御 室外の火災により発生する燃焼ガス等に対する 隔離が可能な換気設備を設ける。 (中略)	8.2 換気設備 8.2.3 主要設備 (中略)	8.2.3.4 緊急時対策所換気設備（1号及び2号炉共用）	・非常事態対策基準 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
b. 緊急時対策所換気設備 緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所（緊急時対策所）及び緊急時対策所（緊急時対策所）及び緊急時対策所（緊急時対策所）（緊急時対策所（緊急時対策棟内））の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効換算量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所換気設備は、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所（緊急時対策所）への機能の移行をもつて廃止する。	・設置変更許可申請書の変更内容 第83条にて整理 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を設計とする。 なお、代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて廃止する。	社内規定文書 記載内容の概要		

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要					
(ac) 緊急時対策所 発電用原子炉施設には、1次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 概要 1 次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	<p><b>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策所内）は、有毒ガスが重大事故等に對する必要な指示を行つた場合等に、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の全機能が損なわれることがない設計とする。</b></p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、防護状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を降低することを期待する防護堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。固定源に対しては、重大事故等に対応するため必要な指示を行つう要員の喚起中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p><b>可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策所内の緊急時対策所換気設備の除塵等の対策により重大事故等に対応するため必要な指示を行つう要員を防護できる設計とする。</b></p> <p><b>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</b></p> <p>緊急時対策所の設置工事において、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（休憩所）を継続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所（平成26年9月10日付け原規発第1409102号をもって許可されたもの。以下同じ。）から緊急時対策所（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行つた後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）において引き続き使用する</p>	第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）に規定する要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、緊急時対策所（緊急時対策所内）内にほどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。	第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）に規定する要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策所内）内にほどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行ふことができる設計とする。	〔10.10.1.2 設計方針にて整理済〕	〔10.10.1.2 設計方針にて整理済〕	〔10.10.1.2 設計方針にて整理済〕	〔10.10.1.2 設計方針にて整理済〕

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが緊急時対策所(緊急時対策所内)において緊急時対策所(休憩所)として使用する。	(緊急時対策所(指揮所)と緊急時対策所(休憩所)を合わせた緊急時対策所(休憩所内)は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。  緊急時対策所(指揮所)及び緊急時対策所(緊急時対策所内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するため必要な指示を行う要員がどこまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を探査する必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	は緊急時対策所(緊急時対策所内)において引き続 き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時 対策所の機能を廃止するが緊急時対策所(緊急時 対策所内)において緊急時対策所(休憩所)として 使用する。	
(vi) 緊急時対策所 1次冷却系蛇管に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所(指揮所)及び緊急時対策所(緊急時対策所内)を中央制御室以外の場所に設置する。	緊急時対策所(指揮所)及び緊急時対策所(緊急時対策所内)は、有毒ガスが重大事故等に対処するためには必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。  そのため、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参考し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。  有毒ガス防護に係る影響評価に当たつては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯藏状況等を踏まえ、敷地内外及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定することを期待する。また、固定源の有毒ガス防護等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが重大事故等に対処するためには必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。  そのため、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参考し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。	想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが重大事故等に対処するためには必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。  そのため、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参考し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。
固生源に対する、重大事故等に對処するためには、有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る上う設	有毒ガスが大気中に放出された場合傷し、現 場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。  有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒 ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大 事故等に對処するたゞに必要な指示を行ふ要員	「8 有毒ガス」に規定済 添付2	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可する。	<p>可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策機器の整備等の対策により重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を削減することを期待する効果是等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策機器内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がどこでまたどこでできるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対する設備及び発電所内外の通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所を設置する緊急時対策機器（指揮所）及び緊急時対策機器（休憩所）で構成する。</p> <p>緊急時対策機器の設置工事において、緊急時対策機器（指揮所）と緊急時対策機器（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策機器（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策機器内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもつて代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策機器内）において緊急時対策機器（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策機器（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策機器）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p>	<p>第 83 条にて整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>
R02. 01. 29 許可する。	<p>可動源に対する連絡、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策機器の整備等の対策により重大事故等の対策に必要となる緊急時対策機器の設置、防護具の着用等の対策により重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を削減することを期待する効果是等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策機器内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がどこでまたどこでできるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対する設備及び発電所内外の通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所を設置する緊急時対策機器（指揮所）及び緊急時対策機器（休憩所）で構成する。</p> <p>緊急時対策機器の設置工事において、緊急時対策機器（指揮所）と緊急時対策機器（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策機器（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策機器内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもつて代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策機器内）において緊急時対策機器（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策機器（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策機器）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
a. 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）は、異常等に対するために必要な指示を行ったものや員等を取容できる設備ととする。また、異常等に対処するための要員等を取容するための要員等を取容する設備とする。また、異常等による運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置、並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係要員への通信連絡を行ったために必要な設備として、電力保安通信電話設備、衛星携帯電話設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	10.10.1.1 概要 緊急時対策所（指揮所）（緊急時対策所内）は、異常等に対処するための要員等を取容する設備ととする。また、異常等による運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係要員への通信連絡を行ったために必要な設備として、電力保安通信電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	第 17 条の 5（資機材等の整備）に規定する設備として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置、並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係要員への通信連絡を行ったために必要な設備として、電力保安通信電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	10.10.1.1 同内容

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって停止する。  (5) 酸素濃度計（1号及び2号が共用） 室内の酸素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度計を配備することとする。  代替緊急時対策所の酸素濃度計は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。	代替緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。  (6) 二酸化炭素濃度計（1号及び2号が共用） 室内の二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を配備する。  代替緊急時対策所の二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。
10.10.2 重大事故等時 10.10.2.1 概要	10.10.2 重大事故等時 10.10.2.1 概要	(1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行ううえで、必要とされるべきよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に応じて、必要な情報報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をするための設備を設置する。また、重大事故等に応じて、緊急時対策所（指揮所）へ機能の移行をもって廃止する。	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
		緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策棟（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。なお、設置工事においては、アクセスルートの変更も含め、代替緊急時対策所の機能及び運用に影響がないよう配慮して施工する。  代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策棟（休憩所）として使用する。  緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟）	非常事態対策基準 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理 ・要領（既存）

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
内) は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。	(2) 緊急時対策所（緊急時対策所内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するためには、その機能に係る設備を含め、必要な措置を行なうべきとするとともに、重大事故等に対処するためには、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする場所と通信連絡を行う。また、重大事故等に対処するためには、必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するためには、必要な要員を収容できる設計とする。	10.10.2.2 設計方針 (1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地盤震度による地盤震度に応じ、機能を喪失しないようにするなどとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地盤及び津波に対する地盤震度に応じ、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地盤震度に応じ、機能を喪失しないようにする。重大事故等対処施設の耐震設計、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（指揮所）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 第 83 条にて整理	・非常事態対策基準 (既存) 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に係る設備を含め、基準地震動に対する地盤震度に応じ、機能を喪失しないよう設計とする。地盤震度に応じ、機能を喪失しないようにする。重大事故等対処施設の耐震設計、「ロ. (1) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ. (2) (ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（指揮所）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等に応じ、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員を含め、重大事故等に対処するためには、必要な数の要員を収容することができる設計とする。	重大事故等が発生し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（指揮所）の外側から室内に放射性物質による汚染を防ぐため、身体サーべーべイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーべーべイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行う。	添付書類十 追補 1. 18 にて整理。	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要	
R02. 01. 29 許可 が確認された場合は、対策要員の除染を行 うことができる区画を、身体サーベイを行 う区画に隣接して設置することができるよ う考慮する。	R02. 01. 29 許可 ことができる区画を、身体サーベイを行 う区画に隣接して設置することができるよ う考慮する。	重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対応するため必要な指示を行なう要員等がどこまでもできるよう、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。  重大事故等対処設備（居住性の確保）としては、緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所懲へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアロモニタ及び可搬型エアロモニタ（加圧判断用）を使用する。  緊急時対策所（指揮所）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原発事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（指揮所）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定制により素剤の服用がない要件においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方
重大事故等対処設備（居住性の確保）と して、緊急時対策所（指揮所）の緊急時対 策所懲へい、緊急時対策所換気設備、酸素 濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所 エアロモニタ及び可搬型エアロモニタ（加 圧判断用）を使用する。  緊急時対策所（指揮所）の居住性につい ては、想定する放射性物質の放出量等を東 京電力株式会社福島第一原発事故と同等と し、かつ、緊急時対策所（指揮所）内でのマ スクの着用、交代要員体制及び安定制によ り素剤の服用がなく、仮設設備を考 慮しない要件においても、緊急時対策所 (指揮所)にとどまる要員の実効線量が事 故後7日間で100mSvを超えないことを判 断基準とする。	重大事故等対処設備（居住性の確保）と して、緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所懲へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアロモニタ及び可搬型エアロモニタ（加圧判断用）を使用する。  緊急時対策所（指揮所）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原発事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（指揮所）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定制により素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない要件においても、緊急時対策所 (指揮所)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。	緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所懲へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。  緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所懲へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指揮所）の気密性及び緊急時対策所懲へいの性能とあいまつて、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指揮所）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した。緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所換気設備に対して、緊急時対策所非常用空気淨化装置（空気淨化ファン、緊急時対策所換気設備と非常用空気淨化ファン、緊急時対策所換気設備を設置）及び緊急時対策所附加正装備を設置する。	設置変更許可申請書の変更内 容を反映	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領
重大事故等対処設備（居住性の確保）と して、緊急時対策所（指揮所）の緊急時対 策所懲へい、緊急時対策所換気設備、酸素 濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所 エアロモニタ及び可搬型エアロモニタ（加 圧判断用）を使用する。  緊急時対策所（指揮所）の居住性につい ては、想定する放射性物質の放出量等を東 京電力株式会社福島第一原発事故と同等と し、かつ、緊急時対策所（指揮所）内でのマ スクの着用、交代要員体制及び安定制によ り素剤の服用がなく、仮設設備を考 慮しない要件においても、緊急時対策所 (指揮所)にとどまる要員の実効線量が事 故後7日間で100mSvを超えないことを判 断基準とする。	重大事故等対処設備（居住性の確保）と して、緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所懲へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアロモニタ及び可搬型エアロモニタ（加圧判断用）を使用する。  緊急時対策所（指揮所）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原発事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（指揮所）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定制により素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない要件においても、緊急時対策所 (指揮所)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。	緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所懲へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指揮所）の気密性及び緊急時対策所懲へいの性能とあいまつて、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指揮所）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した。緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所換気設備に対して、緊急時対策所非常用空気淨化装置（空気淨化ファン、緊急時対策所換気設備と非常用空気淨化ファン、緊急時対策所換気設備を設置）及び緊急時対策所附加正装備を設置する。	設置変更許可申請書の変更内 容を反映	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可 対策所非常用空気淨化フィルタユニット 及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保 管する設計とする。	R02. 01. 29 許可 置又は保管する設計とする。	緊急時対策所（指揮所）には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を保管する設計とする。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・通信連絡設備管理（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
緊急時対策所（指揮所）には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を保管する設計とする。	緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を持握できる設備として、以下の重大事故等対応設備（情報の把握）を設ける。  重大事故等対応設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所（指揮所）において把握できる情報収集設備を使用する。	緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なデータ等を収集し、緊急時対策所（指揮所）所で表示できるよう、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する設計とする。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。	緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうための設備として、以下の重大事故等対応設備（通信連絡）を設ける。  重大事故等対応設備（通信連絡）として、緊急時対策所（指揮所）から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他の	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため必要な情報を持握できる設備として、以下の重大事故等対応設備（情報の把握）を設ける。  重大事故等対応設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所（指揮所）において把握できる情報収集設備を使用する。	緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するためるために必要なデータ等を収集し、緊急時対策所（指揮所）所で表示できるよう、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する設計とする。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）においては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）には、重大事故等が発生した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。	緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうための設備として、以下の重大事故等対応設備（通信連絡）を設ける。  重大事故等対応設備（通信連絡）として、緊急時対策所（指揮所）から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他の	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
体、その他関係機関等の発電所の内外の通信をするためにある場所と通信連絡を行ふため、通信連絡設備を使用する。	関係機関等の発電所の内外の通信連絡を行ふため、通信連絡設備を使用する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・非常事態対策基準(既存) ・非常事態対策要領(既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)
緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備として、携帯型電話設備、衛星携帯電話設備及び混合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	緊急時対策所（指揮所）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。  全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・設置変更許可申請書の変更内容を反映
緊急時対策所（指揮所）は、代替電源設備を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。  全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。	緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（指揮所）に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することを有する多重性を有する設計とする。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・非常事態対策基準(既存) ・非常事態対策要領(既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)
緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。	緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。	緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給できる。代替緊急時対策所エアモニタ、可搬型エアモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、通信連絡設備、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて廃止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時運転バーマータ伝送システム（SPDS）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給できる。代替緊急時対策所の緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて廃止するが、緊急時対策所（指揮所）において緊急時対策所（緊急時対策樹内）の一部として使用する。	緊急時対策所（指揮所）に係る具体的な設備は以下のとおりとする。 以下の設備は、緊急時対策所（緊急時対策所（指揮所））を除き、緊急時対策所（緊急時対策樹内）において引き続き使用する。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き継ぎ使用する。 緊急時対策所遮へい、（緊急時対策所（指揮所）、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策棟内）の一部として引き継ぎ使用する。緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所遮へいは、「チ、（1）（iii）遮へい設備」にて記載する。 緊急時対策所換気設備は、「チ、（1）（iv）換気設備」にて記載する。 緊急時対策所エアモニタは、「チ、（1）（i）放射線監視設備」にて記載する。 緊急時対策所の通信連絡設備は、「又、（3）（vii）通信連絡設備」にて記載する。 大容量空冷式発電機は、「又、（2）（iv）代替電源設備」にて記載する。	<p>緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所）は、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策棟内）の一部として引き継ぎ使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化ファン（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化ファン（1号及び2号炉共用）</li> <li>・酸素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>・二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所エアモニタ（1号及び2号炉共用）</li> <li>・可搬型エアモニタ（加圧判断用）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時連絡ペラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・SPDSデータ表示装置（1号及び2号炉共用）</li> <li>・大容量空冷式発電機（10、2代替電源設備）</li> <li>・携帯型通話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信装置設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用給油システム（1号及び2号炉共用）</li> </ul> <p>大容量空冷式発電機は「10、2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所）は、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策棟内）の一部として引き継ぎ使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化ファン（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化ファン（1号及び2号炉共用）</li> <li>・酸素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>・二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所エアモニタ（1号及び2号炉共用）</li> <li>・可搬型エアモニタ（加圧判断用）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時連絡ペラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・SPDSデータ表示装置（1号及び2号炉共用）</li> <li>・大容量空冷式発電機（10、2代替電源設備）</li> <li>・携帯型通話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信装置設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用給油システム（1号及び2号炉共用）</li> </ul> <p>大容量空冷式発電機は「10、2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>（2）緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>b. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を收容する設備とする。また、異常等に対処するためには、運転員を介さずに必要な情報を中心制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時連絡ペラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置並びに発電所内外の関係要員への指令並びに発電所外間係統所との通信連絡を行うために必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線通話設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワ</p>	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
RO2. 01. 29 許可 一ヶに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等が発生したための適切な措置を講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動及び免震重要棟設計用基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対する影響としては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するためには、重大事故等に對処するためには、必要な数の要員を含め、重大事故等に對処するためには、必要な要員を收容することができる設計とする。 重大事故等が発生し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行ったための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の除染を行うことができることを確認できる区画を、身体サーベイを行いう区画に隣接して設置することができるよう考慮する。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に對処するためには、必要な指示を行う要員が対応できるよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。 重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリモニタ（加圧判断用）を使用する。	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	記載の考え方	該当規定文書
緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所（緊急時対策棟内）でのマスクの着用、交代の員体制服及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない要件においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所（緊急時対策棟内）でのマスクの着用、交代の員体制服及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない要件においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所懲へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設備を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所懲へいの性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。
緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設備を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所懲へいの性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えては、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置する設計とする。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動による影響がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射性物質を監視、測定する緊急時対策所エアモニタ及び可搬型エアモニタ（加重判断用）を保管する設計とする。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
RO2. 01. 29 許可	RO2. 01. 29 許可	<p>る設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所（緊急時対策棟内）において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）で表示できるよう、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他の関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を設ける。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備として、携帯型電話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するためには必要な容量を有するものを予備も含めて3台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するためには必要な容量を有するものを予備も含めて3台設置することことで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給で</p>	<p>該当規定文書 記載内容の概要</p>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所は、緊急時対策所の緊急時対策所において記載する。</p> <p>緊急時対策所は、「チ、(1) (iii) 適へ、設備換気設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エリヤモニタは、「チ、(1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備は、「ヌ、(3) (vii) 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機は、「ヌ、(2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所に備蓄する。(緊急時対策所(緊急時対策所)) (1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化ファン(1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット(1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時対策所加圧設備(1号及び2号炉共用)</li> <li>・酸素濃度計(1号及び2号炉共用)</li> <li>・二酸化炭素濃度計(1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時対策所エリヤモニタ(1号及び2号炉共用)</li> <li>・可搬型エリヤモニタ(加圧判断用)(1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時連絡パラメータ伝送システム(SPDs)(1号及び2号炉共用)</li> <li>・SPDsデータ表示装置(1号及び2号炉共用)</li> <li>・大容量空冷式発電機(10.2代替電源設備)</li> <li>・携帯型通信装置(1号及び2号炉共用)</li> <li>・衛星携帯電話設備(1号及び2号炉共用)</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時対策所用発電機車(1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用給油ボンブ(1号及び2号炉共用)</li> </ul> <p>大容量空冷式発電機は、「10.2代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>10.10.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置の分散基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所(指揮所)</p> <p>緊急時対策所(指揮所)は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所非常用空気淨化ファンユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所(指揮所)は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分</p>	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	<p>緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、中央制御室とは離れた緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策棟（指揮所）付近に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の室外に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化ファン</u>は、<u>緊急時対策所内を換気するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号が共用）</u>設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時運転ハミーネータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指揮所）に給電するために必要な容量を有するもの</u>を<u>3台（1号及び2号が共用）</u>保管すること</p> <p>で多重性を図る設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車が緊急時対策所（指揮所）に給電するために必要な容量を有するもの</u>を<u>2台（1号及び2号が共用）</u>設置すること</p> <p>で多重性を図る設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮へい並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、中央制御室とは離れた緊急時対策棟内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、中央制御室とは離れた緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
		<p>第 83 条にて整理</p>	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
策棟（指揮所）付近に設置することと、位置的 分散を図る設計とする。  緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管及び設置することと、位置的分散を図る設計とする。  緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を換気する緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を換気するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号が共用）設置することで多重性を図る設計とする。  緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。  緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを3台（1号及び2号が共用）保管することで多重性を図る設計とする。  緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ボンブは、緊急時対策所用発電機車が緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するため必要な容量を有するものを2台（1号及び2号が共用）設置することで多重性を図る設計とする。	10.10.2.2 惠影響防止 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、惠影響防止等」に示す。  (1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））は、緊急時対策所（指揮所）と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ボンブは、操作等によって、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時等により車輪止め等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等時等により車輪止め等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  緊急時対策所加压設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、他の設備	10.10.2.2 惠影響防止 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、惠影響防止等」に示す。  (1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））は、緊急時対策所（指揮所）と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ボンブは、操作等によって、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時等により車輪止め等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等時等により車輪止め等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  緊急時対策所加压設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、他の設備	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 <u>緊急時運転ハラメータ伝送システム (SPDS)</u> 及び SPDS データ表示装置は、電源操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等に対応する。 としての系統構成をすることと、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	(2) 緊急時対策所（緊急時対策所内） 緊急時対策所（緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 <u>緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、介操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等の対応設備ととしての系統構成ができることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> 緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故時は重大事故等対応設備として系統構成をすること並びに車輪止め等によって固定することと、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 <u>緊急時対策所加压設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> 緊急時運転ハラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置は、電源操作等によって、通常時の系統構成をすることと、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要

- 10.10.2.3 共用の禁止  
基本方針については、1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等に示す。
- (1) 緊急時対策所（指揮所）  
緊急時対策所（指揮所）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一ベースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮へい、緊急時対策所（指揮所）、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ、緊急時運転ハラメータ

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
伝送システム（SPDS）、SPS データ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む）を行うことで、安全性の向上が図れるところから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。	各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一ースペースを共用化し、事故取扱い（緊急時対策所）（緊急時対策所（緊急時対策棟内））、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置（事故処置を含む））を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。	各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できるよう設計する。また、通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

## 10.10.2.2.4 容量等

基本方針については、「1.1.8.2 容量等」に示す。

## (1) 緊急時対策所（指揮所）

緊急時対策所（指揮所）の指揮スペースは、重大事故等に対処するためには必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大 100 名を収容できる設計とする。また、対策要員等が代

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	替緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するためには、必要な放射線の放射線管用資機材や食料等を配備できる設計とする。  緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び緊急時対策所附加圧送装置は、緊急時対策所（指揮所）内にとどまる対策員の曝露量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。  緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、故障時及び保守点検時を考慮し、100%容量1台に加えて、同容量の予備機を1台設置する。  また、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、身体サーべー及び作業服の着替え等を行いうための区画を含め緊急時対策所（指揮所）内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。  緊急時対策所附加圧送装置は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく母体に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所（指揮所）内を加工するため必要な容量を確保するだけではなく、予測困難なブルームの通過に対して十分な余裕を持つ容量を保管する設計とする。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
		代蓄電源設備である緊急時対策所用蓄電機車は、1台で緊急時対策所（指揮所）に給電するためには必要な容量を有するものを1台と改築時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台（1号及び2号炉共用）保管する設計とする。緊急時対策所用蓄電機車用燃料油貯蔵タンクは、外殻からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用蓄電機車の7日の連続運転に必要な容量を有するとともに、同容量の予備機を1基の合計2基（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。緊急時対策所用蓄電機車用給油ポンプは、1台で緊急時対策所用蓄電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できる容量を有するとともに、同容量の予備機を1台の合計2台（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
		緊急時対策所アリエミニタは、緊急時対策所（指揮所）の放射線量の測定が可能な台数として2台（1号及び2号炉共用）、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	1台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する。  緊急時通伝ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置（緊急時対策所及び計装設備（重大事故等対応設備）と兼用）は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。  酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（指揮所）内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セシット2個使用する。保有数は1セシット2個（1号及び2号炉共用）と、故障時及び保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個（1号及び2号炉共用）を保管する。  （2）緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に從事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、系統要員等が緊急時対策所（緊急時対策棟内）に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。	記載する。	記載する。  ・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。	・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）  ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）  ・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）  ・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・バックアップを含めた保有台数について記載する。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
分な余裕を持つ容量を有する設備とする。  代替電源設備である緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを1台使用する。保有数は、使用する1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連續供給に必要な容量を有するとともに、同容量の予備機を1基の合計2基（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つの設計とする。緊急時対策所用発電機車の連続供給は、1台で緊急時対策所用発電機車の連続供給に必要な燃料を供給できる容量を有するとともに、同容量の予備機を1台の合計2台（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。	緊急時対策所エリモニタは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の放射線量の測定が可能な台数として2台（1号及び2号炉共用）故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。  緊急時連伝ペラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。	緊急時濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セット1個使用する。保有数は1セット2個（1号及び2号炉共用）と、故障時及び保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。	10.10.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.8.3 環境条件等」に示す。 (1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）は、コンクリート構造物として代替緊急時対策所建屋と一体であり、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。 緊急時対策所（指揮所）内にあり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（指揮所）内で可能な設計とする。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	記載の考え方	該当規定文書
	<p>緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上にあり、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とした。</p> <p>緊急時対策所加压設備は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアリアモニタは、重大事故等時ににおける緊急時対策所（指揮所）内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（指揮所）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、重大事故等時ににおける中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策所（指揮所）のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型エアリアモニタ（加圧判断用）は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用送電機車用給油ポンプは、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内で可能な設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策棟内 緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、コンクリート構造物として緊急時対策所と一体であり、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、緊急時対策所（指揮所）内にあり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策所（指揮所）の屋上にあり、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とした。</p> <p>緊急時対策所加压設備は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>		

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	<p>操作は設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時ににおける緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用送電機車用給油ポンプは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p>	<p>該当規定文書 記載の考え方</p> <p>記載の考え方</p>

## 10.10.2.6 操作性の確保

基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

(1) 緊急時対策所（指揮所）

緊急時対策所非常に生気淨化ファンは、緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に設置する。

また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。

緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所（指揮所）近傍に配備する設計とするとともに、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、可能な設計と固定できる設計とする。緊急時対策場所にて緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所用送電機車用給油ポンプとの接続が速やかに行えるよう、緊急時対策棟（指揮所）近傍に配備する。緊急時対策所（指揮所）

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書
	<p>この電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続が行える設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続は、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは緊急時対策所（指揮所）近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアイモニタ（加圧判断用）は、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所（指揮所）内にて容易かつ確実に把握できるよう考慮する。</p> <p>緊急時伝送ハラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、緊急時対策所（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策所（指揮所）の屋上に設置する。</p> <p>また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所加压設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所（指揮所）近傍に配備する設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所（緊急時対策棟内）を加圧する必要があるため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の手動操作バルブにより確実に空気加压操作ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。設置場所用発電機車は、緊急時対策棟及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続が速やか、</p>		

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
行えるよう、緊急時対策棟（指揮所）近傍に配備する。緊急時対策棟との電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続が行える設計とする。 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続規格、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策場所内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策場所内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。 緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所（緊急時対策場所内）にて容易かつ確実に把握できるよう考慮する。	SPDS データ表示装置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。	試験検査については、第 83 条のサーベイランスにて整理。

## 10.10.2.3 主要設備及び仕様

緊急時対策所（重大事故等時）の主要設備及び仕様は第 10.10.2 表及び第 10.10.3 表に示す。

## 10.10.2.4 試験検査

基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

## (1) 緊急時対策所（指揮所）

居住性の確保として使用する緊急時対策所の面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。

居住性の確保として使用する緊急時対策所の面寸法が確認できる設計とする。

常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、試験系流により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、卷正の確認が可能な設計とする。

居住性の確保として使用する緊急時対策所の面寸法が確認できる設計とする。

常用空気淨化ファンは、分解が可能な設計とする。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	記載の考え方	該当規定文書
	<p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、開放が可能な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、通気にによる機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用整電機車用燃料油油圧エンジンについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、通いの確認が可能なよう袖面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用整電機車は、分解点検が可能な設計とし、燃費負荷へ後続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用電動機車は、車面として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用整電機車用給油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>放射強度の測定に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加正判断用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なよう、標準器等による校正ができる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策所内）</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット（緊急時対策所内）は、主部部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、開放が可能</p>		

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	記載の考え方	該当規定文書
	<p>な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所用圧設備は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、漏えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車は、分解点検が可能な設計とし、模擬負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加压判断用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なよう、標準器等による校正ができる設計とする。</p>		

## 【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(ad) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所への操作、作業又は退避の指針等の連絡を以て、音声等により行うことができる装置として、 <b>警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（登録所内）</b> （ <b>安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設備とする。また、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、<b>通信設備（登録所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設備とする。</b>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。<b>通信設備（登録所外）及びデータ伝送設備（発電所内）</b>については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻射等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</b>	10.13 通信連絡設備 10.13.1 通常運転時等 10.13.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な措置ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を保管する。また、発電所外の通信連絡をする必要がある場合と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。	第17条の5（資機材等の整備）に規定する第17条の5（資機材等の整備）に規定する	第17条の5（資機材等の整備）に規定する第17条の5（資機材等の整備）に規定する

## 【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(vii) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等の人から立ち入る可能な建屋等の建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安通信用電話装置等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。また、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 (中略)	10.13. 1. 3 主要設備 10.13. 1. 3. 1 通信連絡設備（1号及び2号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等の人から立ち入る可能な建屋等の建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の原原子炉操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安通信用電話装置等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。また、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮室）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。	第17条の5（資機材等の整備）に規定する緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮室）を設置又は保管する。 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮室）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。	・常時運転可能の緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮室）を設置する。 ・緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。
重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をするために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 代番緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。	10.13. 2 重大事故等時 10.13. 2. 1 概 要 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をするために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 代番緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。	重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をするために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 代番緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。	・常時運転可能の緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮室）を設置する。 ・緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。
重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をするために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 代番緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。	10.13. 2. 2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をするために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 代番緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。	重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をするために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 代番緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。	・常時運転可能の緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮室）を設置する。 ・緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。

## 【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
(SPDS) は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指揮所)又は緊急時対策棟に設置する設計とする。	屋内に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指揮所)又は緊急時対策棟に設置する設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続するこにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	要領（既存） ・保安基準（既存） ・保安規定に基づく保修業務要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）
衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を用いるものに限り、予備の充電池と交換することとする。	要領（既存） ・保安基準（既存） ・保安規定に基づく保修業務要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）
衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を用いるものに限り、予備の充電池と交換することとする。	充電池を用いるものに限り、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができて、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。	充電池を用いるものに限り、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができて、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。	緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	要領（既存） ・緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS） （1号及び2号炉共用） ・SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用発電機（1号及び2号炉共用） （10.10 緊急時対策所）

## 【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必 要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内 から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる データ伝送設備（発電所外）を設ける。  通信設備（発電所外）として、重大事 故等が発生した場合に必要な衛星携帯電 話設備及び統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備は、緊急時対策 棟（指揮所）又は緊急時対策棟（指 揮所）に設置する。  データ伝送設備（発電所外）として、 緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS)は、原子炉補助建屋（免震重要棟内）に設置する設計とする。  衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話 (固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用でき る設計とする。	・ 緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共 用）(10.10 緊急時対策所 大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源 設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車について、「10.10 緊急 時対策所」にて記載する。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信 連絡を行うためには、「10.2 代替電源 設備」(発電所外) の通信連絡をする必要のある場所と通信 連絡を行うためには、「10.10 緊急 時対策所」にて記載する。 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送 設備（発電所外）を設ける。	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

## 【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固綴又は転倒防止装置を講じ、基準地盤動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 大容量空冷式発電機については、「又、(2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車については、「又、(3) (vi) 緊急時対策所」にて記載する。	大容量空冷式発電機又は緊急時対策所（免震重要棟内）用巻電機から給電できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固綴又は転倒防止装置を講じ、基準地盤動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（1号及び2号炉共用） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（1号及び2号炉共用） ・緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用送電機（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） ・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） ・大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。	（中略）	（中略）	（中略）
合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固綴又は転倒防止装置を講じ、基準地盤動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 大容量空冷式発電機については、「又、(2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車については、「又、(3) (vi) 緊急時対策所」にて記載する。	非常用サイレン（1号及び2号炉共用） 加入電話設備（1号及び2号炉共用） 電力保安通信用電話設備（1号及び2号炉共用） テレビ会議システム（社内）（1号及び2号炉共用） 衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用） 無線連絡設備（1号及び2号炉共用） 携帯型通話設備（1号及び2号炉共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用） 緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） （又、(3) (vi) と兼用） SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用） （又、(3) (vi) と兼用） 携帯型通話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型、携帯型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置は、重大事故等時ににおける中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。	（中略）	（中略）	（中略）

## 【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の方	
A、1号炉 (1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力（中略）	5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するたために必要な技術的能力			
(i) 重大事故等対策 (中略)	5.1 重大事故等対策 5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項 (中略)	d. 手順書の整備  重大事故等に的確に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。  (a) 手順書の整備  重大事故等発生時ににおいて、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。さらに、使用主体制に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。	(1) 手順書の整備  重大事故等発生時ににおいて、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。さらに、使用主体制に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。  (中略)	第 17 条の 6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付 2 及び添付 3 に規定済
(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行なうことができるよう運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行なうことができるよう運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	g. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行なうことができるよう運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	g. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行なうことができるよう運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	第 17 条の 6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付 2 及び添付 3 に規定済
可動部にては、漏洩設備の隔壁等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行なうことができるようにする。	可動部にては、漏洩設備の隔壁等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行なうことができるようにする。	予期せぬ有毒ガスの発生に対するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち	予期せぬ有毒ガスの発生に対するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち	(1/3)

## 【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
初期対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策が必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。	初期対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策が必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。	(中略)	(中略)
有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信装置により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。	有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信装置により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。	(中略)	(中略)
(c) 体制の整備 重大事故等発生時ににおいて重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。	(3) 体制の整備 重大事故等発生時ににおいて重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。	1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備 ア 災害対応組織は、以下に示す重大事故等に対する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。	・非常事態対策基準 【緊急時対策本部に関する事項】 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） 【要員の被ばく管理に関する事項】 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
(c-2) 実施組織を、運転班（運転員（当直員）を中心とする班）、保修班、安全管理班及び土木建築設備班に必要な役割を実施する班、発電設備の設置及みの指揮を負う重複する班、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握及び災害対策活動に従事する要員がばく管理を実施する班、建物及び構築物の点検復旧計画の策定及び指揮を行なう班で構成し、必要な役割の分担を行なう重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。	e. 実施組織を、運転班（運転員（当直員）を中心とする班）、保修班、安全管理班及び土木建築設備班に必要な役割を実施する班、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）におけるチェックシングルエア設置を行なう。 f. 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）におけるチェックシングルエア設置を行なう。 g. 土木建築班は、建物及び構築物の点検復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行なう。	（ア）実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等に対する対策を円滑に実施する。 a. 運転班は、運転員（当直員）の任務、事故状況把握並びにその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）におけるチェックシングルエア設置を行なう。 b. 保修班は、原子炉施設（土木建築設備）を除く。土木建築設備の点検復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行なう。 c. 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）におけるチェックシングルエア設置を行なう。 d. 土木建築班は、原子炉施設のうち、土木建築設備の点検復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行なう。	(イ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために対応組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重事故等対策要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。
(c-5) 重大事故等対策の実施が必要な状況ににおいて、緊急時体制を発令し、重大事故等対策を負う要員及び緊急時対策本部（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中で実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。	e. 所長（原子力防災管理者）は、警戒事象（原子力災害対策特別措置法第10条の可能 性がある事故、故障等又は緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策要員の非常召集連絡を行なう。）、緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行なう。所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。	(イ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために対応組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重事故等対策要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。	(中略)

## 【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書 記載内容の概要	
		記載すべき内容	該当規定文書	記載の考え方	該当規定文書
故等が発生した場合、速やかに対策の対応を実施する。	重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を実施する。  重大事故等が発生した場合、速やかに中央制御室に緊急時対応要員は、中央制御室に参集することともに、緊急時対応要員と初動後対応要員は、緊急時対応所（指揮所）又は緊急時対応所（緊急時対応箇所内）に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。  (以下、省略)	b 重大事故等が発生した場合、重大事故等対応要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集することともに、緊急時対応要員と初動後対応要員は、緊急時対応所（指揮所）又は緊急時対応所（緊急時対応箇所内）に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。  (中略)	設置変更許可申請書の変更内容を反映	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・非常事態対策基準（既存） 【緊急時対応箇所に関する事項】 ・運転基準（既存） 【運転員等の管理】
重大事故等が発生した場合、重大事故等対応要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集することともに、緊急時対応要員と初動後対応要員は、緊急時対応所（指揮所）又は緊急時対応所（緊急時対応箇所内）に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。	(以下、省略)	b 重大事故等が発生した場合、重大事故等対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対応要員と初動後対応要員は、緊急時対応所（指揮所）又は緊急時対応所（緊急時対応箇所内）に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。	設置変更許可申請書の変更内容を反映	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・非常事態対策基準（既存） 【緊急時対応箇所に関する事項】 ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） 【通信連絡設備の整備に関する事項】
重大事故等が発生した場合、重大事故等対応要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集することともに、緊急時対応要員と初動後対応要員は、緊急時対応所（指揮所）又は緊急時対応所（緊急時対応箇所内）に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。	(以下、省略)	b 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。  重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するためには、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要となることから、以下の施設及び設備を整備する。  支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPBS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外と連携を行ない関係箇所防災ネットワークに接続する通信装置、発電所内外に通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対応所（指揮所）  (c-e) 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。  重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するためには、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要となることから、支援組織が、発電所内外に通信連絡を行ない関係箇所防災ネットワークに接続する通信装置、発電所内外に通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を整備する。	(i) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について整備する。 a パラメータを確認するための緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPBS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外と連携を行ない関係箇所防災ネットワークに接続する通信装置、発電所内外に通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対応所（指揮所）  h. 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。  重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するためには、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要となることから、以下との施設及び設備を整備する。  支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPBS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を整備する。	設置変更許可申請書の変更内容を反映	・実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について整備する。 a パラメータを確認するための緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPBS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外と連携を行ない関係箇所防災ネットワークに接続する通信装置、発電所内外に通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対応所（指揮所）  h. 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための施設及び設備等について整備する。
さらに、実施組織が中央制御室、緊急時対応所（指揮所）又は緊急時対応所（緊急時対応箇所内）及び現場との連携を図るため、携帯型有線電話装置等を整備する。	(以下、省略)	b 実施組織が、中央制御室、緊急時対応所（指揮所）又は緊急時対応所（緊急時対応箇所内）及び現場との連携を図るため、携帯型有線電話装置、無線通話装置（携帯型）及び衛星携帯電話装置等を整備する。	b 実施組織が中央制御室、緊急時対応所（指揮所）又は緊急時対応所（緊急時対応箇所内）及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等	(以下、省略)	(以下、省略)

## 【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応による対応ににおける事項	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
a. 可搬型設備等による対応	5.2.1 可搬型設備等による対応	(3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	・非常事態対策基準(既存)(添付:大規模損壊時対応ガイドライン)
(a-3-1) 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー (中略)	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー	5.2 大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、収容用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合、外から目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を行う優先順位に従つた内部の状況確認を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けた機能を回復又は代替させたる等により緩和措置を行つ。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう、当該フローに個別操作等を実行するためには、必要な重大事故等対処設備又は設置基準が運転時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。	大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、収容用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合、外から目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けた機能を回復又は代替させたる等により緩和措置を行つ。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう、当該フローに個別操作等を実行するためには、必要な重大事故等対処設備又は設置基準が運転時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。	本部長は、大規模損壊時に対応する対応を把握するための判断フローを緩和操作を選択するための判断フローへ選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合、外から目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を実施する。	
(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー	5.2 大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、収容用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合、外から目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けた機能を回復又は代替させたる等により緩和措置を行つ。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう、当該フローに個別操作等を実行するためには、必要な重大事故等対処設備又は設置基準が運転時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。	大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、収容用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合、外から目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けた機能を回復又は代替させたる等により緩和措置を行つ。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう、当該フローに個別操作等を実行するためには、必要な重大事故等対処設備又は設置基準が運転時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。	本部長は、大規模損壊時に対応する対応を把握するための判断フローを緩和操作を選択するための判断フローへ選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合、外から目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を実施する。	
(a-3-2) 緩和操作を選択するための判断フロー	5.2 大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、収容用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合、外から目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けた機能を回復又は代替させたる等により緩和措置を行つ。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう、当該フローに個別操作等を実行するためには、必要な重大事故等対処設備又は設置基準が運転時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。	大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、収容用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合、外から目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を実施する。	イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)	

## 【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
し、事故を収束させる対応を行う。	かつ効果的な対応を選定し、事故を取扱う。	(中略)	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・非常事態対策基準 (既存) (添付：大規模損壊時対応ガイドライン)	
(以下、省略)	上記の火災への対応を含む優先順位に係る基本的な考え方に基づく、 <u>大規模損壊発生時の初動対応及び大規模火災への対応について、優先順位に従つた具体的な対応を以下に示す。</u>	(a) <u>大規模損壊が発生又は発生する恐れがある場合</u> 、当直課長又は原子力防災管理者は以下の対応及び確認を行う。 イ・事前予測ができるない自然災害（地震）又は大型航空機の衝突が発生した場合	中央制御室が機能している場合は、当直課長が地震は緊急地震速報及び地震に伴う警報音等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を検知し、被災状況・運転状況の確認を行います。なお、中央制御室が機能していない場合又は当直課長から原子力防災管理者へ連絡がない場合は、原子力防災管理者が地震は緊急地震速報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を検知し、中央制御室へ状況の確認、連絡を行ふと共に、緊急時対策責任者（指揮所）又は緊急時対策（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。	・中央制御室を含む各機能が発生した場合、当直課長は原則として発電用原子炉を手動停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに、原子力防災管理者へ状況連絡を行う。連絡を受けた原子力防災管理者は、要員を一日高所へ避難させた後に、第2、第3波の津波の情報を経験的に収集しながら、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。	・非常事態対策基準 (既存) 【対応地点に関する事項】 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
		(以下、省略)	(4) 大規模損壊発生時の対応拠点で、 <u>本部長</u> を含む各部門要員等（特重施設要員を除く）が対応を行ふに当たつての拠点は、 <u>緊急時対策所（指揮所）</u> を基本とし、特重施設要員が対応を行ふに当たつての拠点は緊急時制御室とする。 <u>緊急時対策所（指揮所）</u> 以外の代替	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	

## 【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>場合は中央制御室とするが、中央制御室が機能していない場合や火災等により運転員（当直員）に危険が及ぶ恐れがある場合は、施設の損壊状況及び対応可能な要員等を勘案し緊急時対策本部が判断する。なお、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	可能なスペースも状況に応じて活用する。	

## 【追補1.14 電源の確保に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載の考え方		社内規定文書 記載内容の概要	
第10.1表（添付書類は第5.1.1表）									
1.14 電源の確保に関する手順等		1. 14.2 重大事故等時の手順等 (中略)		1 (配慮すべき事項 燃料補給) 1. 14.2.4 燃料の補給手順等 (中略)		(1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料（重油）補給 (中略)		(1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料（重油）補給 (中略)	
c. 操作の成立性 (中略)		c. 操作の成立性 (中略)		2 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するためには、重要な燃料（重油）の備蓄量として、表-16「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯油所（約108kℓ、2基）、燃料油貯油タンク（約147kℓ、2基）、大容量空冷式発電機用燃料タンク（約20kℓ、1基）を管理する。		(以下、省略)		(以下、省略)	

## 【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書
第 10.1 表（添付書類は第 5.1.1 表） 1.17 監視測定等に関する手順等 (中略)	1. 17.2 重大事故等時の手順等 1. 17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 (中略) (2) 可搬型モニタリングボストによる放射線量の代替測定 2 可搬型モニタリングボストによる放射線量の代替測定 の代替測定 (中略) b. 操作手順 可搬型モニタリングボストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要是以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.3 図に示す。 ① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型モニタリングボストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策棟（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」といふ。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」といふ。）に移動し、監視局ハソコンを起動する。 ③ 安全管理班は、必要とする数量の可搬型モニタリングボスト本体、バッテリ部及び衛星携帯アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運搬・配置し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、監視・測定を開始する。 ④ 安全管理班は、可搬型モニタリングボストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。 ⑤ 安全管理班は、使用中に充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する。（直後 7 日間以上使用可能） (以下、省略)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書

【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書
<p><u>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</u></p> <p>(3) 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定</p> <p><u>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより測定し、並びにその測定結果を記録する。可搬型エリアモニタの位置を第1.17.4 図に示す。</u></p> <p><u>多様性拉張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型エリアモニタによる放射線量測定を行う手順の概要是以下のとおり。このダイムチャートを第1.17.5図に示す。</p> <p>① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型エリアモニタによる放射線量の測定開始を指示する。</p> <p>② 安全管理班は、必要とする数量の可搬型エリアモニタ、記録装置、送信器、中継器及び受信器を車等に積載し、保管場所である緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所から測定場所まで運搬・配達し、監視・測定を開始する。中継器は、通信を考慮した場所に取り付けける。</p> <p>③ 安全管理班は、緊急時対策所（指揮所）に移動し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮所）に記録し、保管する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>④ 安全管理班は、可搬型エリアモニタの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保管する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>安全管理班は、使用中に蓄電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。（連続7日間以上使用可能）</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>3 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 (規定済)</p> <p>多様性拉張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・非常事態対策基準 (既存) ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>		

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定	社内規定文書
		記載すべき内容	記載内容の概要
(4) 放射性物質の濃度による空気中の放射性物質の濃度の測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	4 放射性物質の濃度の代替測定 (1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理工班2名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び送電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所構内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u> (以下、省略)	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	記載の考え方 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	該当規定文書 記載内容の概要 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	5 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	記載の考え方 (中略)	該当規定文書 記載内容の概要
a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	(1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	記載の考え方 (中略)	該当規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理工班2名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び送電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所構内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u>	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	記載の考え方 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	該当規定文書 記載内容の概要 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	(2) 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	記載の考え方 (中略)	該当規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理工班3名にて実施し一連の作業の所要時間は、約3時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所構内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u>	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	記載の考え方 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	該当規定文書 記載内容の概要 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

## 【追補1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書
c. 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)	(3) 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)				
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理工班2名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内と多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。  円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・放射線管理基準（既存）</li> <li>・放射線管理要領（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
d. 海上モニタリング測定 (中略)	(4) 海上モニタリング測定 (中略)				
(c) 操作の成立性 上記の対応のうち、小型船舶が海面に着水するまでの時間は約2時間と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、安全管理工班2名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、発電所近くで約2時間と想定する。  円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
(対応手段等) ・風向、風速その他の気象条件の測定 (中略)	1. 17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定 の手順等 (中略)	1 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)	(対応手段等) ・風向、風速その他の気象条件の測定 (中略)		
	(1) 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 a. 操作手順 可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定を行う手順の概要是以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.13図に示す。 ① 総括班長は、手順着手の判断基準に基づき、総括班に可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定の開始を指示する。 ② 総括班は、可搬型気象観測装置一式を			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・気象観測装置関連業務要領（既存）</li> </ul>	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>車等に積載し、保管場所である緊急時対策棟から指定場所（指揮所）又は緊急時対策棟まで運搬・配當する。</p> <p>③ 総括班は、可搬型気象観測装置と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 総括班は、可搬型気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお記録装置の電源が切れた場合は電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 総括班は、使用中に充電池の残量が少ない場合は、予備の充電池と交換する。 (連続約12時間使用可能)</p> <p>（以下、省略）</p>				

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
第10.1表 (添付書類は第5.1.1表)		記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書 記載内容の概要	
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (指揮所))	(方針目的)  緊急時対策所 (指揮所) に関する手順等 が発生した場合においても、重大事故等に 対処するため必要な指示を行いうる要員が 緊急時対策所 (指揮所) にとどまり、重大事故等 に対処するため必要な指示を行いうる要員 が、発電所の内外の通信連絡をする必要のある 場所と通信連絡し、重大事故等に対処する ため必要な数の要員を収容する等の 本部としての機能を維持するため必要 な、居住性の要員の収容、代替電源設備か らの給電に関する手順等を整備する。	操作手順 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (指揮所))	添付3 表-18 操作手順 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (指揮所))	① 方針目的  緊急時対策所 (指揮所) に関する手順等 が発生した場合においても、重大事故等に 対処するため必要な指示を行いうる要員が 緊急時対策所 (指揮所) にとどまり、重大事故等 に対処するため必要な指示を行いうる要員が 本部としての機能を維持するため必要 な、居住性の要員の収容、代替電源設備か らの給電に関する手順等を整備する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 する。  緊急時対策所の居住性等に関する手順等 が発生した場合においても、重大事故等に 対処するため必要な指示を行いうる要員が 緊急時対策所 (指揮所) にとどまり、重大事故等 に対処するため必要な指示を行いうる要員が 本部としての機能を維持するため必要 な、居住性の要員の収容、代替電源設備か らの給電に関する手順等を整備する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 する。	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既 存) ・放射線管理要領 (既 存)
1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保する場合における手順等 重大事故が発生した場合、緊急時対策所 非常用空気淨化設備による放射性物質の侵入 低減、緊急時対策所加压計装置等による希ガス等 の放射性物質の侵入防止等の放射線防護設備 等により、重大事故等に対する最大の被ばく線量を 100mSv を超えないようにするため、以下の手 順等により緊急時対策所 (指揮所) の居住性 を確保する。	(対応手段等)  居住性の確保 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 非常用空気淨化設備による放射性物質の侵入 低減、緊急時対策所加压計装置等による希ガス等 の放射性物質の侵入防止等の放射線防護設備 等により、重大事故等に対する最大の被ばく線量を 100mSv を超えないようにするため、以下の手 順等により緊急時対策所 (指揮所) の居住性 を確保する。	1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保する場合における手順等 重大事故が発生した場合、緊急時対策所 非常用空気淨化設備による放射性物質の侵入 低減、緊急時対策所加压計装置等による希ガス等 の放射性物質の侵入防止等の放射線防護設備 等により、重大事故等に対する最大の被ばく線量を 100mSv を超えないようにするため、以下の手 順等により緊急時対策所 (指揮所) の居住性 を確保する。	② 対応手段等  居住性の確保 緊急時対策所本部は、重大事故等が発生した 場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備によ る放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所 空気加压設備による希ガス等の放射線防護措置等 による緊急時対策所の放射線防護措置等により、重大 事故等に対する最大の被ばく線量を、100mSv を超 えないよう緊急時対策所非常用空気淨化設備、緊 急時対策所加压計装置等による希ガス等の放射 線防護措置等により、重大事故等に対する最大の被 ばく線量を、100mSv を超えないようするため、以下の手 順等により緊急時対策所 (指揮所) の居住性 を確保する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 する。  緊急時対策所非常用空気淨化設備による 放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所 空気加压設備による希ガス等の放射線防護措 置等により、重大事故等に対する最大の被ばく 線量を、100mSv を超えないようするため、以下の 手順等により緊急時対策所 (指揮所) の居住 性を確保する。	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既 存) ・放射線管理要領 (既 存)		
(1) 緊急時対策所 (指揮所) 立ち上げの手順 緊急時対策所 (指揮所) 内に侵入した場合等 にあわせて、緊急時対策所エアモニタにて監 視測定することにより、緊急時対策所 (指 揮所) 内への放射性物質の侵入を低減する。 緊急時対策所 (指揮所) 内が事故対策のた めの活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭 素濃度の範囲にあることを把握する。 これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手 順とすることとする。	(1) 緊急時対策所 (指揮所) 立ち上げの手順 緊急時対策所 (指揮所) 内に侵入した場合等 にあわせて、緊急時対策所エアモニタにて監 視測定することにより、緊急時対策所 (指 揮所) 内への放射性物質の侵入を低減する。 緊急時対策所 (指揮所) 内が事故対策のた めの活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭 素濃度の範囲にあることを把握する。	1 緊急時対策所 (指揮所) 立ち上げの手順 緊急時対策所 (指揮所) 内に侵入した場合等 にあわせて、緊急時対策所エアモニタにて監 視測定することにより、緊急時対策所 (指 揮所) 内への放射性物質の侵入を低減する。 緊急時対策所 (指揮所) 内が事故対策のた めの活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭 素濃度の範囲にあることを把握する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 する。	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)			

## 【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書
a. 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順	・ <b>緊急時対策所（指揮所）を立ち上げる場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動するとともに、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び一酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、換気率を調整する。また、ブルーム放出時の緊急時対策所非常用空気淨化設備かくはん装置を起動する。</b>	(1) 順々 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を遮断する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を遮断する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を遮断する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。	・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策（既存）	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を遮断する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。
b. 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順	・ <b>緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えた準備を行う手順を整備する。</b>	(2) 備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えた準備を行う。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。 (b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備による空気供給設備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給設備を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映 緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えた準備を行う。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。 (b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備による空気供給設備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給設備を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。	・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策（既存）	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映 緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えた準備を行う。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。 (b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備による空気供給設備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給設備を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。	

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
<p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所別加圧設備の系統構成（空気ボンベから室内の空気供給系統まで）を指示する。</p> <p>② 総括班他は、緊急時対策所別加圧設備の系統構成を行い、各部の漏えい等がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他5名で行い、一連の操作完了まで約30分と想定する。</p> <p>c. 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所別加圧設備を運転している場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順は以下のとおり。            ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。            ② 総括班他は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。            ③ 総括班長は、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度が1.8%以上又は二酸化炭素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、給排気ダンパーの開度調整により、換気率を調整する。            なお、緊急時対策所別加圧設備を使用している場合には、酸素濃度が19%以上又は二酸化炭素濃度が1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所（指揮所）内に設置されている空気ボンベ加压ラインの空気ボンベ流量調節弁及び排気ダンバーの開度調整により、空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他1名で操作を行うことなどが可能である。室内での測定、弁及びダンバーの調整のみであるため、短時間での対応が可能な能力である。</p>	<p>多様性広張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(3) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(b) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順は以下のとおり。            ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。            ② 総括班他は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。            ③ 総括班長は、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度が1.8%以上又は二酸化炭素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、給排気ダンパーの開度調整により、換気率を調整する。            なお、緊急時対策所別加圧設備を使用している場合には、酸素濃度が19%以上又は二酸化炭素濃度が1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所（指揮所）内に設置されている空気ボンベ加压ラインの空気ボンベ流量調節弁及び排気ダンバーの開度調整により、空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他1名で操作を行うことなどが可能である。室内での測定、弁及びダンバーの調整のみであるため、短時間での対応が可能な能力である。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>		

## 【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定		社内規定文書		
記載すべき内容	記載の考え方	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	該当規定文書	記載内容の概要	記載内容の概要	
(2) 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象発生時の手順	2 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容器の中間位置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。	緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容器の中間位置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・非常事態対策基準（既存）	・非常事態対策基準（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・放射線管理要領（既存）	
・原子力災害対策特別措置法第 10 条事象発生時の手順	a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順	(a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合。	手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	(a) 手順着手の判断基準	・非常事態対策基準（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・放射線管理要領（既存）	
・原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容器の中間位置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。	(b) 操作手順 緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニタを設置し、起動する。	① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニタを設置し、起動する。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	(b) 操作手順 緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニタを設置し、起動する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	
・原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容器の中間位置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。	(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて安全管理班 2 名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。	(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて安全管理班 2 名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。	(以下、省略)	(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて安全管理班 2 名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。	(以下、省略)	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存）	
・原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容器の中間位置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。	(3) 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	(3) 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	
・原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容器の中間位置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。	a. 緊急時対策所（指揮所）にとどまる主要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる主要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員が必要として、重大事故等に必要な指示を行ふ必要員 49 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 38 名の合計 87 名とする。	a. 緊急時対策所（指揮所）にとどまる主要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる主要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員が必要として、重大事故等に必要な指示を行ふ必要員 49 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 38 名の合計 87 名とする。	(1) 緊急時対策所（指揮所）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や灼傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を最大人数で緊急時対策本部要員等を防護する旨を示す。 緊急時対策所（指揮所）にとどまる主要員を判断し、居住性を確保する措置を行う。	(1) 緊急時対策所（指揮所）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や灼傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を最大人数で緊急時対策本部要員等を防護する旨を示す。 緊急時対策所（指揮所）にとどまる主要員を判断し、居住性を確保する措置を行う。	(1) 緊急時対策所（指揮所）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や灼傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を最大人数で緊急時対策本部要員等を防護する旨を示す。 緊急時対策所（指揮所）にとどまる主要員を判断し、居住性を確保する措置を行う。	・非常事態対策基準（既存）	・非常事態対策基準（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

## 【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
想定している。 <b>ブルーム放出のおそれがある場合、本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能な人数（100名）の範囲で緊急時対策所（指揮所）にことどまる要員を判断する。</b>	<p>予（指揮所）にことどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対応する要員と、原子炉格納容器の緊急時対策本部外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>b. 緊急時対策所加圧設備への切替準備及 ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、<b>ハラメータの監視強化及 び緊急時対策所加圧設備への要員配置を行うための手順</b>を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 具体的には以下のように該当した場合。 ・ブルーム放出前の段階において、直接接続、スカイシャイン線により、原子炉格納施設と緊急時対策所（指揮所）の間8方位に設置する可搬型エリモニタ（加圧判断用）の指示が0.1mSv/h以上となつた場合。 ・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、<b>緊急時対策所（指揮所）内でのプラント状態監視</b>の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。 ・炉心損傷前であつて中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、<b>緊急時対策所（指揮所）内でのプラント状態監視</b>の結果、本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 ブルーム放出のおそれがある場合に実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、<b>緊急時対策所（指揮所）内でのプラント状態監視</b>の結果、<b>ハラメータの監視強化及び空気ポンベによる加圧操作の要員配置</b>を指示する。</li> <li>② 総括班は緊急時対策所エリモニタ及び可搬型エリモニタ（加圧判断用）の監視強化を行う。</li> <li>③ 総括班は加圧操作の要員を配置する。</li> </ol>	<p>予（指揮所）にことどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対応する要員と、原子炉格納容器の緊急時対策本部外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) <b>緊急時対策所加圧設備への切替準備</b> 手順、<b>緊急時対策本部は、可搬型エリモニタの指示上昇や炉心損傷が生じると判断した場合、ハラメータの監視強化及び緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</b></p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>		

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他3名で行う。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。なお、直接線、スカイシティイン触では8方位に設置する可搬型エリアモニタのうち複数台の指示上昇が予想されることから、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリアモニタ指示値も参考とする。	(規定済)	(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所（非常用空気淨化装置）による緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度を停止し、緊急時対策所加圧設備にて換気を停止した場合、緊急時対策所（指揮所）内の加圧を実施する緊急時対策所（指揮所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・緊急時対策所加圧設備への切替手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所（非常用空気淨化装置）による緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度が上昇した場合、速やかに緊急時対策所加圧設備にて換気を停止し、緊急時対策所（指揮所）内の加圧を実施する緊急時対策所（指揮所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策基準 （既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・緊急時対策所加圧設備への切替手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所（非常用空気淨化装置）による緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度が上昇した場合、速やかに緊急時対策所加圧設備にて換気を停止し、緊急時対策所（指揮所）内の加圧を実施する緊急時対策所（指揮所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。

・原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタ（加圧判断用）の指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備にて換気設備から緊急時対策所加圧設備にて換気するとともに、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。

c. 緊急時対策所加圧設備への切替手順  
原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所（非常用空気淨化装置）による緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度を停止し、緊急時対策所加圧設備にて換気を停止した場合、緊急時対策所（指揮所）内の加圧を実施する緊急時対策所（指揮所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。

- (a) 手順着手の判断基準  
以下のいずれかに該当した場合  
・可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が30mSv/h以上となつた場合  
・緊急時対策所エリアモニタ（加圧用）が0.5mSv/h以上となつた場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（指揮所）内を加圧する手順の概要是以下のとおり。緊急時対策所加圧設備運転時の概略系統図を第1.18.4図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。

- ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班他に緊急時対策所加圧設備にて換気設備から緊急時対策所（指揮所）内加圧の開始を指示する。  
 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化設備及び排気ダンパーを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量調節弁（10.7m<sup>3</sup>/min以上）を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内を微正圧（100Paaggio）に調整する。  
 ③ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の換気を停止とする。

なお、緊急時対策所非常用空気淨化設備又は緊急時対策所加圧設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については「(1)緊急時対策所（指揮所）立ち上げの手順」c. 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順に示す。

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約2分と想定する。	d. 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 その後、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指揮所）内から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備を開始する手順を整備する。	(4) 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指揮所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替える。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

## 【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
(対応手段等) 必要な指示及び通信連絡 対処するためが発生した場合、重大事故等が 対処するため必要な指示を行なう要員 緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び 通信連絡設備又は収集し、重大事故等に対処 するため必要な情報を把握するとともに、 重大事故等に対処するための対策の検討に 必要な資料を、緊急時対策所（指揮 所）に整備する。当該資料は常に最新となるよう 時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 （指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外 の通信連絡を維持する必要のある場所と通常 格を行なう。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設 備からの給電により、緊急時対策所（指揮 所）の情報収集設備及び通信連絡設備を使用 する。	上記の対応は、緊急時対策所（指揮所） 内にて、総括班他3名で行い、一連の操 作了完了まで約2分と想定する。 なお、緊急時対策所非當用空気淨化設備 への切替を判断する場合は、モニタリングボストン、モニタリングボストン及び可搬型エリニア 搬型モニタリングボストン以外の可搬型エリニア モニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリニア モニタの指小値も参考とする。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運 用手順の詳細な内容等について、設置変更許 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するため必要な指示を行なう要員 緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び 通信連絡設備又は収集し、重大事故等に対処 するため必要な情報を把握するとともに、 重大事故等に対処するための対策の検討に 必要な資料を、緊急時対策所（指揮 所）に整備する。当該資料は常に最新となるよう 時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 （指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外 の通信連絡を維持する必要のある場所と通常 格を行なう。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設 備からの給電により、緊急時対策所（指揮 所）の情報収集設備及び通信連絡設備を使用 する。	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映 する。	・ 非常事態対策基準 （既存） ・ 非常事態対策要領 （既存） ・ 技術基準 （既存） ・ 通信連絡設備管理要 領（既存）
1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な 指示及び通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、重大 事故等に対処するため必要な指示を行なう要 員等が、緊急時対策所（指揮所）の情報収集 設備及び通信連絡設備又は収集し、重大事故等 に対処するため必要な情報を把握するとともに、 重大事故等に対処するための対策の検討を行 う。 また、重大事故等に対処するための対策の検討 に必要な資料を、緊急時対策所（指揮 所）に整備する。	（必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するため必要な指示を行なう要員 緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備とバーラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処 するため必要な情報を把握するとともに、 重大事故等に対処するための対策の検討を行 う。 また、重大事故等に対処するための対策の検討 に必要な資料を、緊急時対策所（指揮 所）に整備する。当該資料は常に最新となるよう 時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 （指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外 の通信連絡を維持する必要のある場所と通常 格を行なう。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設 備からの給電により、緊急時対策所（指揮 所）の情報収集設備及び通信連絡設備を使用 する。	1 重大事故等に対処するため、緊急時対策所（指揮所） を把握するため、緊急時対策所（指揮所） の情報収集設備及び通信連絡設備により、 必要なプランとバーラメータ等を監視又は収 集する。 2 重大事故等に対処するための対策の検討 に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所） に配備し、常に最新となるよう通常時から 維持、管理する。 3 緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電 所内外の通信連絡を維持する必要のある場所と 通常格を行なう。 4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設 備により緊急時対策所（指揮所）の情報 収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	・ 設置変更許可申請 書の変更内容を反 映する。	・ 非常事態対策基準 （既存） ・ 非常事態対策要領 （既存） ・ 技術基準 （既存） ・ 通信連絡設備管理要 領（既存）	
(対応手段等) 必要な指示及び通信連絡 重大事故等が発生した場合、重大事故等が 対処するため必要な指示を行なう要員 緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び 通信連絡設備又は収集し、重大事故等に対処 するため必要な情報を把握するとともに、 重大事故等に対処するための対策の検討に 必要な資料を、緊急時対策所（指揮 所）に整備する。当該資料は常に最新となるよう 時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 （指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外 の通信連絡を維持する必要のある場所と通常 格を行なう。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設 備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集 設備及び通信連絡設備へ給電する。	（1）緊急時対策所（指揮所）情報収集設備に よるプランとバーラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生し た場合、緊急時対策所（指揮所）情報収集 設備である緊急時運転データ伝送シス 템（SPDS）及びSPDSデータ表示装置に より重大事故等に対処するために必要なブ ラントバーラメータ等を監視する。	a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。	可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・ 非常事態対策基準 （既存） ・ 非常事態対策要領 （既存） ・ 技術基準 （既存） ・ 通信連絡設備管理要 領（既存）	
b. 操作手順 緊急時運転バーラメータ伝送システム （SPDS）について、常時、伝送が行われ ており、SPDSデータ表示装置を起動し、監 視する手順は以下のとおり。緊急時対策所 （指揮所）情報収集設備を第1.18.10回に 示す。	① 総括班他は、作業着手の判断基準に基 づきSPDSデータ表示装置の接続を確認 し、端末（PC）を起動する。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運 用手順の詳細な内容等について、設置変更許 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映 する。	（8/15）	

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載の考え方		社内規定文書 記載内容の概要	
② 緊急時対策所（指揮所）にて、各パラメータを監視する。	SPDS データ表示装置に	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
c. 操作の成立性	上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて緊急時対策他1名で行う。室内での器用起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。	(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重要な資料を緊急時対策所（指揮所）に配り、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重要な資料を緊急時対策所（指揮所）に配り、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）にて、発電所内外の通信設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なう。 当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なう。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なう。	(3) 通信連絡に関わる手順等 緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための手順（指揮所） 第1.18.4表に示す。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
(対応手段等) 必要な数の要員の収容	1.18.2.3 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するため必要な指揮を行なう要員に加え、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するため必要な数の要員として最大100名を収容する。 要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するため必要な指揮を行なう要員と対応する要員との間で、重大事故等に対応するための対策を行なう要員を譲り受けられるよう考慮する。また、要員の収容が満切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線設備を行なうための資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、維持、管理する。	1.18.2.3 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するため必要な指揮を行なう要員に加え、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するため必要な数の要員として最大100名を収容する。 要員の収容にあたっては、重大事故等に対応するための対策を行なう要員と対応する要員との間で、重大事故等に対応するための対策を行なう要員を譲り受けられるよう考慮する。また、要員の収容が満切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線設備を行なうための資機材、飲料水、食料等の運用を行う。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	
重大事故等に対処するために必要な指示を行なう場合、作業を行なう要員等との輻轍を行なう場合、要員と現場におけるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が満切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。これらの要員を収容するため、以下の手順等を整備するとともに、必要な数の要員を収容する。	1 放射線管理について a. 放射線管理用資機材の維持管理等について ・安全管理課長は、1週間外部からの支援	1 放射線管理について a. 放射線管理用資機材の維持管理等について ・安全管理課長は、重大事故等に対処するための指示	1 放射線管理について a. 放射線管理用資機材の維持管理等について ・安全管理課長は、重大事故等に対処するための指示	・放射線管理基準（既存） ・非常事態対策基準	・放射線管理基準（既存） ・非常事態対策基準	・放射線管理基準（既存） ・非常事態対策基準	・放射線管理基準（既存） ・非常事態対策基準

## 【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載内容の概要	
設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		記載の考え方		該当規定文書 記載内容の概要	
を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備（錆量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等にはこれらを用いて十分な放射線管理を行いう。	るるために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（錆量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等にはこれらを用いて十分な放射線管理を行いう。  安全管班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく錆量管理を行ひたものに、可搬型エリクタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に入りを制限する等の対応を行う。  また、安全管班長は、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行いう。周辺に立入りを制限する区域を設ける等の対応を行う。  常用车両（フイルタユニット）の錆量を監視するため、可搬型エリクタを設置するとともに、錆量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。	るるために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（錆量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等にはこれらを用いて十分な放射線管理を行いう。  安全管班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく錆量管理を行ひたものに、可搬型エリクタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に入りを制限する等の対応を行う。  また、安全管班長は、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行いう。周辺に立入りを制限する区域を設ける等の対応を行う。	・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	
緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチエンジングエリアを設置するための手順は以下のことおり。タイムチャートを第1.18.11図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチエンジングエリアの設置を指示する。 ② 安全管理班は、養生用シートにてチエンジングエリア設置場所を養生する。 ③ 安全管班長は、各エリニアの養生シートを隙間無くテープにて養生する。 ④ 安全管班は、各エリニア間の境界にパリア、粘着マットを設置する。 ⑤ 安全管理班は、脱衣吸換器、GM汚染計等を必要な箇所に設置する。	(2) チエンジングエリアの設置及び運用手順 ① 本部長は、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行いう。周辺に立入りを制限する区域を設ける等の対応を行う。 ② 安全管理班は、各エリニア間の境界にパリア、粘着マットを設置する。 ③ 安全管班は、脱衣吸換器、GM汚染計等を必要な箇所に設置する。	・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。		
・手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	(a) 手順着手の判断基準 ① 原子力災害対策特別措置法第10条特定期象が発生して場合	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			
操作手順 チエンジングエリアを設置するための手順は以下のことおり。タイムチャートを第1.18.11図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチエンジングエリアの設置を指示する。 ② 安全管理班は、養生用シートにてチエンジングエリア設置場所を養生する。 ③ 安全管班長は、各エリニアの養生シートを隙間無くテープにて養生する。 ④ 安全管班は、各エリニア間の境界にパリア、粘着マットを設置する。 ⑤ 安全管理班は、脱衣吸換器、GM汚染計等を必要な箇所に設置する。	(b) 操作手順 チエンジングエリアを設置するための手順は以下のことおり。タイムチャートを第1.18.11図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチエンジングエリアの設置を指示する。 ② 安全管理班は、養生用シートにてチエンジングエリア設置場所を養生する。 ③ 安全管班長は、各エリニアの養生シートを隙間無くテープにて養生する。 ④ 安全管班は、各エリニア間の境界にパリア、粘着マットを設置する。 ⑤ 安全管理班は、脱衣吸換器、GM汚染計等を必要な箇所に設置する。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			
操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分と想定する。 チエンジングエリアには、防護具の着替えエリア、安全管理班の放射性物質による多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分と想定する。 チエンジングエリアには、防護具の着替えエリア、安全管理班の放射性物質による多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を反映する。				

## 【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
放射線管理  現場作業を行いう要員等が屋外で身体サーべイドを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮へい効果のある待機所内に待機する。  チエンジングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーべイドを行い、汚染が確認された場合、サーべイエリアに隣接した除染エリアに除染水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。	汚染を確認するためのサーべイエリア及び汚染が確認された場合の除染エリアを設け、安全管理課2名が身体サーべイド及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チエンジングエリアの汚染管理を行う。  なお、身体サーべイドを待つ現場作業等を行いう要員等は、周辺から放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、安全管理者2名が身体サーべイド及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チエンジングエリアの汚染管理を行う。	可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
放射線管理  現場作業を行いう要員等が屋外で身体サーべイドを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮へい効果のある待機所内に待機する。  チエンジングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーべイドを行い、汚染が確認された場合、サーべイエリアに隣接した除染エリアに除染水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。	汚染を確認するためのサーべイエリア及び汚染が確認された場合の除染エリアを設け、安全管理者2名が身体サーべイド及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チエンジングエリアの汚染管理を行う。  なお、身体サーべイドを待つ現場作業等を行いう要員等は、周辺から放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、安全管理者2名が身体サーべイド及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チエンジングエリアの汚染管理を行う。	可申請書の変更内容を反映する。			・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。	緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの線量が上昇するなど切替えが必要となる場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。	(3) 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替手順 ニシットの切替手順 ニシットの線量が上昇するなど切替えが必要となる場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。	c. 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替手順 ニシットの切替手順 ニシットの線量が上昇するなど切替えが必要となる場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。	(a) 手順着手の判断基準 ニシットの線量が上昇する等、切替えが必要となる場合、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの線量が上昇する等、切替えが必要となる場合、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。	緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側へ切り替え、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えを総括長に指示する。  (b) 操作手順 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側に切り替える手順は以下の通りです。① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えを総括長に指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えを実施する。 ③ 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットに切り替わることを確認する。 ④ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指揮所）内の給排気ダンバを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量	(a) 手順着手の判断基準 ニシットの線量が上昇する等、切替えが必要となる場合、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。	(b) 操作手順 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側に切り替える手順は以下の通りです。① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えを総括長に指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えを実施する。 ③ 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットに切り替わることを確認する。 ④ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指揮所）内の給排気ダンバを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量	・手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。

## 【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性	上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて總括班他1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。 <b>フィルタユニットは、緊急時対策所（指揮所）に設置する2系統により、数ヶ月間運用可能とする。</b> なお、使用側のフィルタユニットは、線換・保管等を行つ特にフィルタ部量が高量に応じ適切に切り替え、フィルタの交り替えた後、放射性物質が減衰するまで定期間保管する。	(40～50m3/min) を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内の圧力を微正圧(100Pa/gage)に調整する。			
(2) 飲料水、食料等について	防災課長は、重大事故等に対処するためには必ず指示が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの大規模な支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に運用する。 安全管理課長は、緊急時対策所（指揮所）内の飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所（指揮所）内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境内での飲食等の実績を確認した上で、飲食の管理を行う。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	2 飲料水、食料等について 緊急時対策所本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動し、維持、管理するためには必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内の環境を確認して、飲食の管理を行う。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）
(対応手段等)	代替電源設備からのお給電 全交流動力電源喪失時は、代替電源（交直）である緊急時対策所用蓄電機車か、給電車である。	1.18.2.4 代替電源設備からのお給電手順 緊急時対策所用蓄電機車により緊急時対策所（指揮所）へ給電する。	1.18.2.4 代替電源設備からのお給電手順 緊急時対策所用蓄電機車により緊急時対策所（指揮所）へ給電する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器へ給電する。	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	1.14 電源の確保に関する手順等	1 緊急時対策所用蓄電機車による給電 緊急時対策所用蓄電機車（指揮所）の電源を確保するため、代替電源（交直）により給電する。 （1）緊急時対策所用蓄電機車は、緊急時対策所（指揮所）の上げ時に電源喪失時に接続する。緊急時対策所（指揮所）の電源を確保するため、代替電源（交直）により給電する。	1 緊急時対策所用蓄電機車による給電 緊急時対策所用蓄電機車（指揮所）は、全交流動力電源喪失時に、代蓄電源により給電する。 （1）緊急時対策所用蓄電機車は、緊急時対策所（指揮所）の電源を確保するため、代替電源（交直）により給電する。

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要		
2. 緊急時対策所用発電機車は、必要に応じ切替を行なう。		<p>場所（指揮所）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源へ給油時に起動し緊急時対策所（指揮所）へ緊急時対策所用発電機車には緊急時対策所（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>(2) 対策所用発電機車には緊急時対策所（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（指揮所）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行なう手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準（指揮所）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続及び緊急時対策所用発電機車用給油ボンブと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.13図に、手順のタイムチャートを第1.18.14図及び第1.18.15図に示す。            ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき終括長に緊急時対策所（指揮所）への給電準備作業開始を指示する。            ② 総括班他は、電源ケーブルの絶縁抵抗測定を実施し、異常がないことを確認する。            ③ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の電源接続盤への電源ケーブルの接続を行なう。            ④ 総括班他は、燃料油供給ホース取納箇から燃料油供給ホースを取り出し、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブから緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続まで、燃料油供給ホースの接続を行なう。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続の対応は、終活班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の対応は、総括班他3名で行い、まで約15分を要する。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機車起動手順 緊急時対策所本部は、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機車の起動を行なう。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・手順着手の判断基準にについて、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>			

## 【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、早期の電源回復が不能の場合。	(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車による電源を給電する手順は以下のとおり。常設電源による電源を給電する場合の概略系統図を第1.18.16図に、緊急時対策所用発電機車による電源を給電する場合の概略系統図を第1.18.17図に、緊急時対策所用発電機車への燃料補給の概略系統図を第1.18.13図に、手順のタイムチャートを第1.18.18図に示す。 ① 本部長は、手順音手の判断基準に基づき総括長に緊急時対策所（指揮所）電源供給作業開始を指示する。 ② 総括班他は、系統構成及び緊急時対策所用発電機車の起動準備を行つ。 ③ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車を起動する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とする。 ⑤ 総括班地は、緊急時対策所用発電機車内の交流電源盤にて受電遮断器を入れとし、給電を開始する。なお、運転中の緊急時対策所用発電機車へは、外部分からの支援がなくとも、7日分の運転に必要な容量を有する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより、燃耗（重油）を自動補給する。緊急時対策所用発電機車運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運動状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・燃料補給に関する事項は配慮すべき事項1にて整理。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文十号 + 添付書類一）  
【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
(a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所用発電機車の停止 が必要となった場合。	手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。 多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	(既存)	(既存)		
(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。 ① 手順着手の判断基準に基づく手順長は、手順着手の判断基準に基づき緊急時対策所用発電機車の切替えを指示する。 ② 緊急時対策所用発電機車は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入れる。 ③ 緊急時対策所用発電機車を起動する。 ④ 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用の交流直通盤にて待機側の受電遮断器を入れとする。 ⑤ 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用の交流直通盤にて発電側の受電遮断器を切り替える。 ⑥ 緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切り、緊急時対策所用発電機車を停止する。	操作の成立性 上記の対応は、総括班他 1名で行い、一連の操作完了まで約 25 分と想定する。	ハ、 (配慮すべき事項)	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	
(再掲)	燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用全重機車用給油ボンブから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブにより自動補給する。発電機車用給油ボンブの運転及び燃料油供給ホースの警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するため必要燃料(重油)の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(約 75t、2基)を管理する。	1 燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブにより自動補給する。発電機車用給油ボンブの運転及び燃料油供給ホースの警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するため必要燃料(重油)の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(約 75t、2基)を管理する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。		

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書	
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.19 通信連絡に関する手順等 (対応手段等) 発電所内の通信連絡	1.19.2 重大事故等時の手順等 1.19.2.1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったための手順等  重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、重大事故等の対策要員及び緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）と通信連絡を行ったために、衛星携帯電話（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。  2.全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するため、緊急時運転パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する。	② 対応手段等 発電所内の通信連絡	1. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったための手順等 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）により、運転員等、重大事故等の対策要員及び緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」といふ。）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）と通信連絡を行ったために、衛星携帯電話（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。 2.全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するため、緊急時運転パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>(b) 無線連絡設備</p> <p>所（緊急時対策箇所（指揮所）又は緊急時対策本部）より、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>⑤ 使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池と交換する。</p> <p>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>（i）無線通話装置（固定型）</p> <p>緊急時対策員は、無線通話装置（固定型）を使用する。屋外の重大事故等対策要員は、無線通話装置（携帯型）を使用する。発電所内ではモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。</p> <p>これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通過通信確認を行っための対応として、以下の手順がある。</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通過通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通過通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作して充電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池又は乾電池の残量が少ない場合、予備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電池又は乾電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電池又は乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通過通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>（中略）</p> <p>(d) 緊急時連転ハラメータ伝送システム</p>			

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	(SPDS) 緊急時運転ハラメータ伝送システム (SPDS)により、緊急時対策所(指揮所) 又は緊急時対策所(緊急時対策本部)の SPDSデータ表示装置へ、必要なデータの伝 送を行うための対応として、以下の手順が ある。 i. 緊急時運転ハラメータ伝送システム (SPDS) 常時伝送を行うため、通常操作は必要 ない。なお、中央制御室で警報を常時監 視する。			多様性拡張設備を使用した運用手順及び運 用手順の詳細な内容等について、設置変更許 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。

(e) SPDSデータ表示装置  
操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居  
住性等に附する手順等」にて整備する。

(f) 運転指令設備

中央制御室の運転員等、緊急時対策所  
(指揮所)又は緊急時対策本部要員及び星内での  
重大事故等対策要員は、ページング装置又  
はデジタル無線ページング装置を使用  
し、相互に通話連絡又は通話連絡認証を行  
うための対応として、以下の手順がある。  
1. ページング装置

① 手順着手の判断基準に基づき、通信連  
絡又は通話連絡認証を行う場合は、使用  
機器又は通話連絡認証を行う場合は、使  
用チャンネル及び呼出エリアを選択し、連  
絡する。

ii. デジタル無線ページング装置

① 手順着手の判断基準に基づき、通信連  
絡又は通話連絡認証を行う場合は、端末  
の電源を「入」操作し、電波の受信状態  
を確認する。  
② 一般の携帯電話機と同様の操作によ  
り、電話番号をダイヤルし、連絡する。  
③ 使用中に充電池の残量がなくなった場  
合は、別の端末を使用する。  
④ 使用後は、電源を「切」操作する。

(g) 電力保安連信用電話設備

中央制御室の運転員等、緊急時対策所  
(指揮所)又は緊急時対策本部要員及び星内での  
重大事故等対策要員は、保安電話及び衛星  
電話を使用したための対応として、以下の手  
順がある。

i. 保安電話

① 手順着手の判断基準に基づき、通信連  
絡又は通話連絡認証を行う場合は、一般  
の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操  
作により、通信先の電話番号をダイヤル  
又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡す

多様性拡張設備を使用した運用手順及び運  
用手順の詳細な内容等について、設置変更許  
可申請書の変更内容を規定文書に反映する。

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】		原子炉施設保安規定		社内規定文書		
R02. 01.29 許可	R02. 01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	該当規定文書	記載内容の概要	
<p>②携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>ii.衛星電話</p> <p>①手順着用の判断基準に基づき、通信車両又は通話通信確認を行いう場合は、一般的な電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>②携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>ii.衛星電話</p> <p>①手順着用の判断基準に基づき、通信車両又は通話通信確認を行いう場合は、一般的な電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1 計測等を行つた特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等、可搬型の計測器にて、直流水源喪失時及び原炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ビット水位（圧域）、使用済燃料ビット周辺量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）に発電所内の必要な場所で共有する場合、現場計測し、その結果を通信設備（発電所内）に発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型電話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの連絡には衛星携帯電話設備を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1 計測等を行つた特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等、可搬型の計測器にて、直流水源喪失時及び原炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）に発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型電話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室）との連絡には衛星携帯電話設備を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	
<p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場計測し、その結果を通信設備（発電所内）に発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型電話設備を使用する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの連絡には衛星携帯電話設備を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>
<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国（緊急時対策室（指揮所）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共用するため）、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国（緊急時対策室（指揮所）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共用するため）、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国（緊急時対策室（指揮所）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共用するため）、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国（緊急時対策室（指揮所）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共用するため）、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備（データ伝送設備（発電所外））、データ伝送設備（発電所外）による手順を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国（緊急時対策室（指揮所）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共用するため）、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書
(以下、省略)	<p>(中略)</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星携帯電話設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策棟内の緊急時対策本部）を使用し、本店、国、地方公共団体、その他の関係機関員は、衛星携帯電話（固定型）を使用し、発電所外でもモニタリングを行なう。また、発電所員は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策棟内の緊急時対策本部）を使用し、緊急時対策員は、衛星携帯電話（携帯型）を使用する。</p> <p>i. 衛星携帯電話（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行なう場合は、一般電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星携帯電話（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行なう場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する。</p> <p>③ 使用する端末と共に予備の充電池を携行する。</p> <p>④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>⑤ 使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池と交換する。</p> <p>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策棟内の緊急時対策本部）を接続するテレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）及びIP-FAXを使用し、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡又は通話確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行なう場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信可能な端末により、通信先と接続する。</p>				

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。				
ii. IP電話	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。				
iii.衛星通信装置（電話）	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。				
iv. IP-FAX	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的なFAXと同様の操作により、通信先の電話番号を短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。				
(中略)					
(d) 加入電話設備	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	多样性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			
(e) 携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。	② 携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。	多样性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			
i. 保安電話	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機、携帯電話機又は衛星電話を使用し、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			
ii. 保全電話	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			
② 携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。	② 携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>ii. 電星電話</p> <p>① 手順番手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、一般的な電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(f) テレビ会議システム（社内）</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）の緊急時対策本部員は、テレビ会議システム（社内）により、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム（社内）</p> <p>① 手順番手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 無線連絡設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）の緊急時対策本部員は無線通話装置（固定型）を使用する。発電所外でもモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順番手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順番手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池又は乾電池の残量が少ない場合、子備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電池又は乾電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p>				

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載内容の概要	
設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		記載すべき内容		該当規定文書 記載内容	
⑥ 使用中に充電池又は蓄電池の残量が少なくなるた場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。 ⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	iii. 無線通話装置（モニタリングカード） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行なう場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。  (中略)	d. 優先順位	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。  d. 優先順位 所（緊急時対策棟内）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公团体、その他関係機関等との間で通信連絡を行なう場合、既存ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）並びに多様性拡張設備である加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内）及び無線搬送設備が設備の使用を優先する。多様性拡張設備を使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。 なお、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）については、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立ち上げ時から使用する。テレビ会議システム（社内）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、他の原子力発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。	1 計測等を行つた特に重要な場所で共にする手順等 直流通電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバラメータ等の特に重要なバラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公团体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・ 非常事態対策基準（既存） ・ 技術基準（既存） ・ 通信連絡設備管理要領（既存）
⑥ 使用中に充電池又は蓄電池の残量が少なくなるた場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。 ⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	iii. 無線通話装置（モニタリングカード） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行なう場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。  (中略)	d. 優先順位	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。  d. 優先順位 所（緊急時対策棟内）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公团体、その他関係機関等との間で通信連絡を行なう場合、既存ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）並びに多様性拡張設備である加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内）及び無線搬送設備が設備の使用を優先する。多様性拡張設備を使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。 なお、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）については、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立ち上げ時から使用する。テレビ会議システム（社内）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、他の原子力発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。	1 計測等を行つた特に重要な場所で共にする手順等 直流通電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバラメータ、使用済燃料ピット周辺量等、発電所周辺の放射線量等の特に重要なバラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公团体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給	・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・ 非常事態対策基準（既存） ・ 技術基準（既存） ・ 通信連絡設備管理要領（既存）

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可 <u>電する。</u> (以下、省略)	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可 (以下、省略)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 設備へ給電する。	記載の考え方 (配慮すべき事項 3 代替電源設備から給電 (規定済))	該当規定文書 記載内容の概要 社内規定文書
(配慮すべき事項) 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備に より、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話 (固定型)、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話 接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、 IP電話、IP-FAX等)、緊急時連絡ハブメ ータ伝送システム(SPD)及びSPDSデータ表 示装置へ給電する。 代替電源の手順は「1.14 電源の確保に関する 手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性 等に関する手順等」にて整備する。 給電の手順は「1.18 緊急時対策所の居住性 等に関する手順等」にて整備する。	1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備に より、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話 (固定型)、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話 接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、 IP電話、IP-FAX等)、緊急時連絡ハブメ ータ伝送システム(SPD)及びSPDSデータ表 示装置へ給電する。 代替電源の手順は「1.14 電源の確保に関する 手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性 等に関する手順等」にて整備する。 衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携 帯型)、無線車両通話装置は、充電池又 は乾電池を使用する。 充電池を用いるものについては、使用前及 び使用中の充電池の残量確認で、残量が少な い場合、予備の充電池と交換することにより 継続して通話を可能とし、使用後の充電池 は、中央制御室、緊急時対策所(指揮所)又 は緊急時対策所(緊急時対策棟内の)の電源か ら充電する。 乾電池を用いるものについては、使用前及 び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少な い場合、予備の乾電池と交換することにより 7日間以上継続しての通話を可能とする。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運 用手順の詳細な内容等について、設置変更許 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。 ・非常事態対策基準 (既存) ・技術標準(既存) ・通信連絡設備管理要 領(既存)		